

平成25年5月31日

(照会先)

品質管理部長 竹村 英機

(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成25年4月分)について

平成25年4月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成25年4月分）について

I 概 要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及び業務上発生した事件・事故（社会保険庁時代のものを含む。以下「事務処理誤り等」という。）について、4月に、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤り等の詳細な報告が完了したもの及びシステム事故等の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

・これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則として、その事案の概要等を公表します。今回取りまとめた336件のうち、公表可能な242件について、その概要を日本年金機構HPに掲載しています。

II 状 況

以下の分析については、システム事故等を除く事務処理誤り等の336件を対象としています。

1 事務処理誤り等区分別件数

- | | | |
|---|-------|---------|
| (1) 受付時の書類管理誤り | 2 件 | (0.6%) |
| 〔郵送や窓口で受領した書類の担当部署への回付漏れ等、受付時の誤り〕 | | |
| (2) 確認・決定誤り | 184 件 | (54.6%) |
| 〔届書内容の確認誤り、金融機関等のコード記入誤り等、事実関係の誤認や法令の適用誤り〕 | | |
| (3) 未処理・処理遅延 | 36 件 | (10.7%) |
| 〔審査決定すべき届書の未処理、社会保険オンラインシステムへの入力漏れ、日本年金機構本部への進達漏れ、関係部署からの返戻書類の未処理等〕 | | |
| (4) 入力誤り | 20 件 | (6.0%) |
| 〔数字や氏名等の入力誤り、一部項目の入れ違い等、入力時の誤り〕 | | |
| (5) 通知書等の作成誤り | 17 件 | (5.1%) |
| 〔様式誤り、記載事項誤り等、出力・作成時等の誤り〕 | | |
| (6) 誤送付・誤送信 | 17 件 | (5.1%) |
| 〔別の送付先への書類混入等の誤送付、誤送信、誤交付等、配付時の誤り〕 | | |
| (7) 説明誤り | 16 件 | (4.8%) |
| 〔窓口、電話等での制度説明誤り、申請書等の指示誤り等、相談時の誤り〕 | | |
| (8) 受理後の書類管理誤り | 5 件 | (1.5%) |
| 〔受理した申請書、添付書類の紛失等〕 | | |
| (9) 記録訂正誤り | 1 件 | (0.3%) |
| 〔別人の記録を訂正、別人の記録を統合〕 | | |
| (10) 事故等 | 38 件 | (11.3%) |
| 〔身分証明書等の紛失、不適正な事務処理等、お客様への不審電話等、通常の業務処理の流れの中での誤りには該当しないもの〕 | | |

合計 336 件 (100.0%)

2 制度等別件数

(1) 厚生年金適用関係	61 件	(18.2%)
(2) 厚生年金徴収関係	19 件	(5.7%)
(3) 国民年金適用関係	25 件	(7.4%)
(4) 国民年金徴収関係	43 件	(12.8%)
(5) 年金給付関係	155 件	(46.1%)
(6) 船員保険関係	0 件	(0.0%)
(7) その他	33 件	(9.8%)

合計 336 件 (100.0%)

3 制度等別・事務処理誤り等区分別内訳

表 1 制度等別・事務処理誤り等区分別内訳一覧表

	受付時 の書類 管理誤り	確認・ 決定誤り	未処理・ 処理遅延	入力誤り	通知書 等の作成誤り	誤送付・ 誤送信	説明誤り	受理後 の書類 管理誤り	記録訂 正誤り	事故等	計
厚生年金 適用関係	2 (0)	30 (2)	11 (1)	10 (3)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	61 (10)
厚生年金 徴収関係	0 (0)	7 (2)	2 (1)	2 (1)	5 (2)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19 (6)
国民年金 適用関係	0 (0)	17 (2)	1 (0)	2 (1)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	25 (3)
国民年金 徴収関係	0 (0)	14 (5)	6 (0)	2 (1)	3 (1)	9 (5)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	43 (15)
年金給付 関係	0 (0)	116 (23)	16 (3)	4 (1)	6 (1)	3 (1)	8 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	155 (31)
船員保険 関係	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	33 (28)	33 (28)
計	2 (0)	184 (34)	36 (5)	20 (7)	17 (5)	17 (7)	16 (2)	5 (2)	1 (0)	38 (31)	336 (93)

(注) () 内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

4 事務処理誤り等の原因

(1) 原因別件数

- ① 確認不足・・・・・・・・・・・・・・・・・・230件 (68.5%)
 [窓口装置操作の際にキータッチ等を誤ったもの・入力を漏らしていたもの、通知書等の封入封緘時における内容物や宛先の確認を漏らしていたもの等]
- ② 適用・認識誤り・・・・・・・・・・・・・・・・46件 (13.7%)
 [法令や通知等に係る解釈を誤っていたもの、理解が不足していたもの等]
- ③ 届書等の放置・・・・・・・・・・・・・・・・14件 (4.2%)
 [本来行うべき処理を多忙や失念により適切な時期までに処理を行わなかったもの]
- ④ その他・・・・・・・・・・・・・・・・46件 (13.6%)
 [不正行為、不適正な事務処理、事故等]

合計 336件 (100.0%)

(2) 原因別・事務処理誤り等区分別内訳

表 2 原因別・事務処理誤り等区分別内訳一覧表

	受付時の書類 管理誤り	確認・ 決定誤り	未処理・ 処理遅延	入力誤り	通知書 等の作成誤り	誤送付・ 誤送信	説明誤り	受理後の書類 管理誤り	記録訂 正誤り	事故等	計
確認不足	2 (0)	150 (27)	20 (4)	19 (7)	13 (5)	14 (4)	8 (2)	2 (1)	1 (0)	1 (1)	230 (51)
適用・認識誤り	0 (0)	31 (6)	4 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	7 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	46 (6)
届書等の放置	0 (0)	2 (0)	12 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (1)
その他	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (3)	1 (0)	3 (1)	0 (0)	37 (30)	46 (35)
計	2 (0)	184 (34)	36 (5)	20 (7)	17 (5)	17 (7)	16 (2)	5 (2)	1 (0)	38 (31)	336 (93)

(注) () 内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

(3) 原因別・制度等別内訳

表 3 原因別・制度等別内訳一覧表

	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
確認不足	45 (9)	15 (5)	18 (2)	30 (9)	122 (26)	0 (0)	0 (0)	230 (51)
適用・認識誤り	7 (0)	3 (1)	4 (1)	5 (1)	27 (3)	0 (0)	0 (0)	46 (6)
届書等の放置	5 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	4 (1)	0 (0)	0 (0)	14 (1)
その他	4 (1)	0 (0)	1 (0)	6 (5)	2 (1)	0 (0)	33 (28)	46 (35)
計	61 (10)	19 (6)	25 (3)	43 (15)	155 (31)	0 (0)	33 (28)	336 (93)

(注) () 内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

5 事務処理誤り等による影響

(1) 事務処理誤り等による影響額別内訳

表 4 事務処理誤り等による影響額別一覧表

影響額	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	19 (5)	11 (4)	17 (2)	29 (11)	25 (6)	0 (0)	33 (28)	134 (56)
1万円未満	1 (0)	2 (0)	2 (0)	5 (2)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (2)
1万円以上 5万円未満	7 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (1)	14 (4)	0 (0)	0 (0)	27 (5)
5万円以上 10万円未満	8 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	17 (4)	0 (0)	0 (0)	27 (6)
10万円以上 50万円未満	15 (2)	4 (2)	3 (1)	3 (1)	37 (8)	0 (0)	0 (0)	62 (14)
50万円以上 100万円未満	6 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	14 (4)	0 (0)	0 (0)	22 (5)
100万円以上 500万円未満	5 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	44 (4)	0 (0)	0 (0)	50 (4)
500万円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
計	61 (10)	19 (6)	25 (3)	43 (15)	155 (31)	0 (0)	33 (28)	336 (93)

(注1) ()内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

(注2) 影響額の区分は、事務処理誤り等によって年金や健康保険等の給付、保険料徴収額等に影響のあった額を表示した。

(注3) 影響額の区分欄の「影響額なし」とは、①誤送付などで年金や健康保険等の給付額、保険料徴収額等に影響のないもの、②賞与支払届の金額を誤って入力したが、保険料納付までに保険料納付額を訂正できたものなどで年金や健康保険等の給付、保険料徴収額等に影響のないものをいう。また、影響額の未確定のものも「影響額なし」とする。

(2) 事務処理誤り等による事象別内訳

表 5 事務処理誤り等による事象別一覧表

事 象	件 数	総額 (円)	平均金額 (円)
過払い (年金等の額を多く払いすぎた件)	21	25,217,719	1,200,843
未払い (年金等の額を少なく支払った件)	86	87,189,461	1,013,830
過徴収 (保険料金額を多く徴収した件)	33	7,381,106	223,669
未徴収 (保険料金額を少なく徴収した件)	23	16,131,417	701,365
誤還付 (保険料金額を誤ってお返しした件)	2	250,000	125,000
その他	37	17,628,769	476,453
計	202	153,798,472	761,378

(注1) 「表5 事務処理誤り等による事象別一覧表」は、「表4 事務処理誤り等による影響額別一覧表」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「総額 (円)」は、事務処理誤り等によって年金や保険料徴収額等に影響のあった額の合計金額を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過徴収と未徴収がある件	1 件	1,820 円
未払いと未徴収がある件	1 件	150,173 円
未払いと過徴収がある件	2 件	179,426 円
過払いと未徴収がある件	2 件	220,371 円
過払いと過徴収と未徴収がある件	1 件	468,980 円
過払いと誤還付がある件	1 件	856,641 円
過払いと未払いがある件	10 件	4,635,829 円
過払いと過徴収がある件	19 件	11,115,529 円

6 事務処理誤り等の判明契機

- (1) 日本年金機構内部で判明 176 件 (52.4%)
- (2) 日本年金機構外部からの通報等により判明 129 件 (38.4%)
- (3) その他 (事件・事故等) 31 件 (9.2%)

合計 336 件 (100.0%)

Ⅲ システム誤りに伴う事故等

- ・ 該当する事故等はありませんでした。

○日本年金機構の平成25年4月分の事務処理誤り等一覧(1～53ページ)

1. 厚生年金適用関係		1P	整理番号	1～51
2. 厚生年金徴収関係		13P	整理番号	52～64
3. 国民年金適用関係		16P	整理番号	65～86
4. 国民年金徴収関係		21P	整理番号	87～114
5. 年金給付関係		28P	整理番号	115～238
6. その他		53P	整理番号	239～242

(注)各事項について、1.受付時の書類管理誤り、2.確認・決定誤り、3.未処理・処理遅延、4.入力誤り、5.通知書等の作成誤り、6.誤送付・誤送信、7.説明誤り、8.受理後の書類管理誤り、9.記録訂正誤り、10.事故等の順に編綴

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
1	月額変更 届の入力 漏れにつ いて	受付時の 書類管理 誤り	埼玉	事務 センター	2011年 8月	2012年 2月9日	○年金事務所より、事務センターから 回送された算定基礎届の総括表附表 を整理したところ、未処理の月額変更 届が混入していたとの連絡があり、確 認したところ、月額変更届の入力漏れ が判明しました。	○社会保険労務士から提出された算 定基礎届と総括表を受付する際に、月 額変更届を総括表附表に添付したまま 受付簿に記載せず事務所に回送したも のです。 ○担当者の確認が不十分であったこと によります。	1事業 所2名	過徴 収	34,971	○年金事務所の厚生年金適用調査 課長が社会保険労務士及び事業所 にお詫びの上説明し、保険料につい て、次回納付時に調整することで了 承を得ました。 ○担当者が入力処理を行い、決定 通知書を事業所あてに送付しまし た。	○管理・厚生年金適用グループにお いて、今回の事象を職員に説明し、 受付時の確認を徹底するよう周知し ました。	内部
2	賞与支払 届等の受 付漏れに ついて	受付時の 書類管理 誤り	福岡	事務 センター	2012年 1月17日	2012年 3月16日	○担当者が作業スペースの移動ラック を移動させたところ賞与支払届が発見 され、確認したところ、賞与支払届等の 受付漏れが判明しました。	○委託業者が賞与支払届を受付し賞 与支払届をクリアファイルに挟み、管轄 事務所ごとに仕分けする際に、移動 ラックの下へ潜り込んでしまい所在不 明となり受付を漏らしたことによります。 ○委託業者の不注意と確認不足による ものです。	3事業 所13 名	未徴 収	944,291	○管理・厚生年金適用第1グループ 長が3事業所にお詫びの上説明し、 保険料について、次回納付時に請 求することで了承を得ました。 ○担当者が処理を行いました。	○委託業者に対し、作業環境の整 備及び作業終了後に書類の確認を 徹底するよう要請したところ、担当者 に事象を説明し確認の徹底を行うよ う指導した旨の報告がありました。	内部
3	賞与支払 届の誤り について	確認・決 定誤り	千葉	事務 センター	2012年 1月25日	2012年 2月3日	○年金事務所より、事業所から標準賞 与額決定通知書の記載内容について お問合せがあった旨の連絡があり、確 認したところ、賞与支払届の確認誤り が判明しました。	○賞与支払届の届書全体に係る賞与 支払年月日欄には平成23年6月30日 との記載がありましたが、被保険者に 係る賞与支払年月日欄は平成23年6 月24日との記載がされていたのにもか かわらず、担当者が誤って平成23年6 月30日と訂正し入力したものです。 ○また、この事業所は平成23年6月2 8日に社会保険適用を受けており、平 成23年6月24日に支払われた賞与は 事業所に確認の上、届出不要とすべき ところ、担当者が誤って訂正処理したも のです。 ○担当者が賞与支払届の記載内容に ついて、事業所への確認を怠ったこと によります。	1事業 所1名	過徴 収	153,768	○年金事務所の担当者が事業所 にお詫びの上説明し、過徴収した保険 料について還付することで、了承を 得ました。 ○担当者が処理を行い還付請求書 を事業所あてに送付しました。 ○事業所から還付請求書が送付さ れ、担当者が還付処理を行いまし た。	○管理・厚生年金グループにおい て、届書の記載事項を補正する場合 には必ず届出をした事業所に確認を することを徹底するよう周知しまし た。	外部
4	70歳以上 被用者算 定基礎届 に係る標 準報酬月 額相当額 の誤りに ついて	確認・決 定誤り	福岡	事務 センター	2011年 8月31日	2012年 2月15日	○年金事務所より、70歳以上被用者 届を調査したところ70歳以上被用者該 当届の取得時報酬が59万円で決定さ れているにもかかわらずその年の算定 基礎届時報酬が6万円で決定されてい ることについて照会があり、確認したと ころ、70歳以上被用者算定基礎届に 係る標準報酬月額相当額の誤りが判 明しました。	○70歳以上被用者算定基礎届の審査 の際に、届書に平均額が60万円と記 載されていましたが担当者が6万円と 見誤り標準報酬月額相当額を6万円と 記入し処理したため年金に過払いが生 じたものです。 ○入力後のチェックにおいても誤りに気 付かず処理したことによります。	1事業 所1名	過払 い	210,710	○担当者が事業所及びお客様にお 詫びの上説明し、過払いとなった年 金については今後支払われる年金 で調整させていただくことで、了承を 得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。	○厚生年金適用第2グループにお いて、今回の事象を職員に説明し、 届書審査時及びその後の入力 のチェックにおいても、内容を十分に確 認するよう周知・徹底しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
5	算定基礎届に係る標準報酬月額の誤りについて	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2011年 9月14日	2012年 1月31日	○年金事務所より、算定基礎届の標準報酬月額について照会があり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の確認誤りが判明しました。	○事業所から提出された算定基礎届の総報酬額と平均額に88万と記載されていたため3ヵ月の平均額を算出の上標準報酬月額を30万円と算定すべきところ、担当者が平均額欄に記載された88万円で誤って算定し処理したものです。 ○審査において記載誤りを発見できず、決定通知書との確認においてもチェックできなかったことによります。	1事業所1名	過徴収	433,529	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を事業所あてに送付しました。	○厚生年金適用第2グループにおいて、今回の事象を職員に説明し、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	内部
6	資格取得届に係る健康保険標準報酬月額の誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	三宮	2011年 12月2日	2012年 2月2日	○社会保険労務士より、国民健康保険組合から脱退して全国健康保険協会に加入された方の標準報酬月額についてお問合せがあり、確認したところ、資格取得届に係る健康保険標準報酬月額の決定誤りが判明しました。	○お客様は平成23年10月に報酬を53万円から20万円に変更され、平成23年12月に国民健康保険組合から脱退し、全国健康保険協会に資格取得届を提出されましたが、本来、健康保険の標準報酬月額を20万円で受理するところ、以前の厚生年金の標準報酬月額の53万円で受理したものです。 ○担当者の確認が不十分であったことによります。	1事業所1名	過徴収	36,399	○厚生年金適用調査課長が事業所にお詫びの上説明しましたが、ご納得いただけずお詫びの文書を送付することとしました。 ○事業所あてにお詫びの文書を送付したところ、保険料については、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を職員に説明し、報酬欄の確認の際には、口頭もしくは賃金台帳の写し等で確認する事を徹底するよう周知しました。	外部
7	厚生年金第四種被保険者に係る資格喪失予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	富山	富山	1987年 7月9日	2011年 12月5日	○ブロック本部より、お客様の年金額仮計算書が送付され、確認したところ、厚生年金第四種被保険者に係る資格喪失予定年月日の決定誤りが判明しました。	○厚生年金第四種加入の審査の際に、35歳以降15年(180ヶ月)で受給資格を満たすにも関わらず、担当者が期間計算を誤り181ヶ月で計算し資格喪失予定年月日を通知したものです。 ○担当者の確認が不十分であったことによります。	1名	その他	106,249	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、保険料を還付することで了承を得ました。年金額仮計算書及び還付請求書を受理しました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金額仮計算書及び還付請求書を事務センターに進達しました。 ○お客様に年金及び還付金が支払われたことを確認しました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を職員に説明し、厚生年金第四種加入の審査の際には受給資格期間に係る計算の確認を徹底するよう周知しました。	内部
8	算定基礎届に係る標準報酬月額の誤りについて	確認・決定誤り	岩手	盛岡	2011年 8月31日	2012年 2月9日	○内部監査で二以上事業所勤務被保険者関係書類を確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の決定誤りが判明しました。	○お客様は3事業所に勤務され報酬の合計額が116万円であったことから、本来、標準報酬月額を115万円とするところ、担当者が誤って121万円と決定し処理したものです。 ○担当者の確認が不十分であったことによります。	3事業所1名	過徴収	22,679	○担当者が3事業所のお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。	○厚生年金適用調査課において、事務処理後のダブルチェック及び二以上事業所勤務被保険者一覧表との定期的なチェックを徹底するよう周知しました。	内部
9	賞与支払届に係る標準賞与額の誤りについて	確認・決定誤り	長野	事務センター	2011年 12月22日	2012年 2月10日	○年金事務所より、事業所から口座振替された保険料についてお問合せがあった旨の連絡があり、確認したところ、賞与支払届に係る標準賞与額の誤りが判明しました。	○事業所から提出された賞与支払届の賞与額欄に記入がなかったため、本来、事業所に確認を行うべきところ、担当者が確認を行わずに標準賞与額欄に賞与支払額よりも1桁多く記入してあった金額で決定し入力したものです。 ○担当者による確認が不十分であったことによります。	1事業所4名	過徴収	1,491,428	○年金事務所の担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、還付することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。 ○年金事務所に事業所から還付請求書の提出され担当者が処理を行いました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、賞与支払届の審査の際の注意事項を説明し確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
10	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の誤 りについて	確認・ 決定誤り	神奈川	横浜南	2011年 7月26日	2012年 2月20日	○事業所より賞与支払届が提出され担当者が記録を確認した際に、お客様の標準報酬月額が著しく低かったため算定基礎届を確認したところ、標準報酬月額の誤りが判明しました。	○算定基礎届に係る標準報酬を決定する際に、本来であれば支払基礎日数が17日以上のある場合には、支払基礎日数が17日未満の月を除外して計算しなければならないところ、担当者がパートタイマーの取扱いと誤認し、支払基礎日数が15日以上のある月により計算した上で、桁数を1桁少なく記入し処理したものです。 ○届書の内容を審査を複数名で行っていなかったことによります。	1事業 所1名	未徴 収	98,582	○厚生年金適用調査課長が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することです承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。	○厚生年金適用調査課において、繁忙期であっても複数名による内容審査を確実に行うこと及び警告リスト確認の際には届書の内容を確実に確認することを徹底しました。	内部
11	賞与支払 届に係る 標準賞与 額の処理 誤りについ て	確認・ 決定誤り	大阪	事務 センター	2012年 1月4日	2012年 2月9日	○年金事務所より、事業所から保険料納入告知額が高すぎるとのお問合せがあった旨の連絡があり、確認したところ、賞与支払届に係る標準賞与額の処理誤りが判明しました。	○担当者が賞与支払届の審査の際に届出のあった2名のうち1名の標準賞与額を70万円と記入すべきところ7億円と記入し、もう1名の標準賞与額を60万円と記入すべきところ6億円と記入し業者に入力委託したものです。 ○入力後の確認においてもチェックできなかったことによります。	1事業 所2名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、正しい金額の納入告知書を送付することで、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、納入告知書を送付しました。	○厚生年金適用第2グループにおいて、今回の事象を職員に説明し、入力時及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	外部
12	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の誤 りについて	確認・ 決定誤り	北海道	釧路	2004年 9月1日	2012年 2月28日	○事務センターより、年金記録に係る確認申立書を提出されたお客様の算定基礎届について照会があり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の誤りが判明しました。	○事業所から磁気媒体で算定基礎届が提出され標準報酬を決定する際に、5月入社の方に係る4月の支払基礎日数は0日とするところ、担当者が誤って30日と入力したことにより算定対象月が3ヵ月で自動計算され標準報酬月額を26万円で決定すべきところ17万円で決定し処理したことによります。 ○警告リストのチェック漏れによるものです。	1事業 所1名	その 他	150,173	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上、説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。 ○年金記録に係る確認申立書の取り下げ書を受理し事務センターに回付しました。	○厚生年金適用調査課において、磁気媒体による届書入力の際は、警告リストの確認を徹底するよう周知しました。	内部
13	二以上事 業所勤務 被保険者 に係る按 分保険料 の誤りにつ いて	確認・ 決定誤り	群馬	太田	2011年 9月頃	2012年 3月13日	○担当者が健康保険料率の改定に伴う保険料額変更作業をしていたところ、お客様の月額変更届処理時の保険料について疑義が生じ、確認したところ、二以上事業所勤務被保険者に係る按分保険料の誤りが判明しました。	○非選択事業所より平成23年8月分の月額変更届が平成23年9月に提出された際に、本来、選択事業所の報酬月額は従前の報酬で決定すべきところ平成23年の算定基礎届の報酬で決定し按分保険料を算出し処理したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	2事業 所1名	その 他	1,820	○厚生年金適用調査課長が2事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求及び調整することです承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。	○厚生年金適用調査課において、二以上事業所勤務被保険者に係る保険料を算出する場合には従前報酬を確認することを徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
14	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の誤 りについて	確認・ 決定誤り	千葉	事務 センター	2011年 8月12日	2012年 3月15日	○年金事務所より、社会保険労務士から受託事業所の報酬月額を確認してほしいとお問い合わせがあった旨の連絡があり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の誤りが判明しました。	○委託業者が算定基礎届の標準報酬月額の入力を行う際に、算定基礎届の平均額欄に300万円と記載されていたにもかかわらず、誤って30万円と入力したものです。 ○入力時及び入力後の確認が不十分であったことによります。	1事業 所1名	未徴 収	833,030	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を交付しました。	○委託業者に対し、誤入力の防止及びチェック体制の強化を要請したところ、入力担当者に事象を説明し入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	外部
15	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の誤 りについて	確認・ 決定誤り	大阪	天王寺	2011年 7月15日	2012年 3月14日	○担当者が月額変更届の審査の際に従前の算定基礎届に係る標準報酬月額に疑義が生じたため、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額誤りが判明しました。	○事業所から磁気媒体による算定基礎届の報酬月額欄に3千円と入力されていましたが、担当者が著しく低い報酬であるにもかかわらず事業所に確認せずに決定し処理したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	未徴 収	339,299	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することで了承を得ました。 算定基礎届の訂正届を受理しました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を事業所あてに送付しました。	○厚生年金適用調査課において、書類審査時には、届出内容が適正であるかだけではなく不自然な内容でないかの確認を徹底するよう周知しました。	内部
16	厚生年金 基金の脱 退処理誤 りについて	確認・ 決定誤り	千葉	木更津	2011年 6月13日	2012年 3月15日	○社会保険労務士より、厚生年金基金を脱退している受託事業所に送付された標準報酬月額決定通知書に基金加入と記載されているとお問合せがあり、確認したところ、厚生年金基金の脱退処理誤りが判明しました。	○厚生年金基金を脱退する処理を行う際に、本来、厚生年金基金加入・脱退処理票に係る処理結果リストと厚生局からの通知内容を確認の上処理を行うところ、担当者が確認を怠り誤って厚生年金基金の加入処理を行ったものです。	1事業 所26 名	未徴 収	1,937,520	○担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。	○厚生年金適用調査課において、厚生年金基金脱退の際の取扱いを説明し、処理を行う際には取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
17	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の決 定誤りに ついて	確認・ 決定誤り	大阪	福島	2005年 9月1日	2012年 3月15日	○担当者が事務センターから送付された厚生年金基金記録を確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額決定誤りが判明しました。	○算定基礎届の標準報酬月額を、本来22万円で決定すべきところ、担当者が誤って30万円で決定し処理したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りを発見できなかったことによります。	1事業 所1名	過徴 収	101,549	○厚生年金適用調査課長が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を事業所に交付しました。	○厚生年金適用調査課において、届書の審査時における確認を慎重に行うことを徹底するよう周知しました。	内部
18	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額誤り について	確認・ 決定誤り	滋賀	大津	2008年 8月20日	2012年 3月19日	○事務センターより、厚生年金基金に加入されている方の年金記録について照会があり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額誤りが判明しました。	○算定基礎届の審査の際に、上段の別の被保険者の平均額を誤って記載されていたにもかかわらず、担当者が見落とし標準報酬月額を22万円で決定しなければならぬところ28万円で決定し入力したものです。 ○担当者の確認が不十分であったことによります。	1事業 所1名	過徴 収	151,188	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を説明し、届書の審査の際には届書の記載内容の確認を十分行うよう周知・徹底しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
19	賞与支払届の処理誤りについて	確認・決定誤り	愛知	鶴舞	2009年 9月8日	2012年 3月27日	○事業所より、保険料の預かり金があるが、いつ保険料納入告知がされるのか調べて欲しいとのお問合せがあり、確認したところ、賞与支払届の処理誤りが判明しました。	○2年以上前の賞与支払届が提出された際に、本来、2年以上遡及し保険料が徴収できない届出については年金給付に反映しない旨の処理を行うところ、担当者が誤って年金給付に反映する処理を行ったものです。また、年金記録確認第3者委員会に申出ができる旨の説明を漏らしていたものです。 ○担当者の確認が不十分であったことによります。	1事業所7名	—	0	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、年金記録確認申出書を提出していただくことで了承を得ました。 ○担当者が処理を行いました。 ○年金記録に係る確認申出書に基づき事務所段階で記録回復可能な案件であったため、賞与記録回復基準に沿った標準賞与額に訂正処理を行ない、事業所あてに特例納付保険料の納付勧奨を行ないました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を説明し、遡及入力 of 取扱い及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	内部
20	育児休業取得者申出書に係る育児休業開始年月日の処理誤りについて	確認・決定誤り	大阪	守口	2012年 4月4日	2012年 4月13日	○社会保険労務士より、受託事業所に係る被保険者の育児休業開始日についてお問合せがあり、確認したところ、育児休業取得者申出書に係る育児休業開始年月日の処理誤りが判明しました。	○事業所から提出された育児休業取得者申出書には養育のため休業する期間の開始が平成24年3月からとなっていました。担当者が誤って育児休業開始年月日欄に、産後休暇終了後に引き続いて育児休業を取得した場合の開始日である平成24年2月と記入し事務センターへ進達したため、本来発生すべき保険料が免除となったものです。 ○担当者の確認不足によります。	1事業所1名	未徴収	46,318	○厚生年金適用調査課長がお客様にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、社会保険労務士あてに決定通知書を送付しました。	○厚生年金適用調査課において、育児休業に関する取扱いを説明し審査の際に注意を払うよう周知しました。	外部
21	資格取得届に係る基礎年金番号の統合誤りについて	確認・決定誤り	東京	池袋	2011年 8月1日	2012年 5月7日	○他年金事務所より、お客様の年金記録に第三者の厚生年金加入記録が登録されているとの照会があり、確認したところ、資格取得届に係る基礎年金番号の統合誤りが判明しました。 ○また、年金手帳の再交付誤りが判明しました。	○事業所からA様の資格取得届と年金手帳の再交付申請書が提出され基礎年金番号を特定する際に、同じ読みの姓名かつ同一生年月日のB様の記録が判明したため氏名の漢字及び住所が相違していることに気付かず担当者が誤って統合処理を行い年金手帳を再交付したものです。 ○担当者の確認が不十分であったことによります。	1事業所2名	—	0	○担当者が事業所及びA様にお詫びの上説明し、決定通知書及び基礎年金番号の訂正をさせていただくことで、了承を得ました。誤って交付した年金手帳を回収しました ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書及び年金手帳を事業所あてに送付しました。 ○B様に連絡が取れなかったためお詫びの文書を送付しました。 ○その後、お客様からお問合せはありませんが、お問合せがあった場合は、引き続き対応することとしました。	○厚生年金適用調査課において、基礎年金番号を検索する際の注意点を周知・徹底しました。	内部
22	健康保険被扶養者(異動)届に係る生年月日の入力誤りについて	確認・決定誤り	大阪	貝塚	2011年 3月25日	2012年 4月20日	○事業所より、健康保険被保険者証の被扶養者の生年月日が誤っているので確認して欲しいとのお問合せがあり、確認したところ、健康保険被扶養者(異動)届に係る生年月日の入力誤りが判明しました。	○担当者が事業所から提出された健康保険被扶養者(異動)届を入力する際に、被扶養者生年月日の元号を平成と入力すべきところ、誤って昭和と入力したものです。 ○入力処理における確認不足及び入力後のチェックが不十分だったことによります。	1事業所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、全国健康保険協会より、事業所あてに健康保険被保険者証が送付されたことを確認しました。 ○誤った表記の健康保険被保険者証が返送され、全国健康保険協会に回付しました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を説明し、入力後の二重チェックを徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
23	退職後継続再雇用に係る資格喪失届及び資格取得届の処理誤りについて	確認・決定誤り	大阪	豊中	2011年 4月14日	2012年 4月18日	○退職後継続再雇用に係る資格喪失届及び資格取得届が65歳以上の方の届出であったため、担当者が事業所に連絡したところ、以前に提出した別人の届書は、受理されているとの申出があり、確認したところ、退職後継続再雇用に係る資格喪失届及び資格取得届の処理誤りが判明しました。	○退職後継続再雇用に係る資格喪失届及び資格取得届の審査の際に、本来、対象とならない65歳以上の被保険者について、誤って特別支給の老齢厚生年金受給者に係る退職後継続再雇用による資格喪失届及び資格取得届の処理を行ったものです。 ○担当者による生年月日の確認が不十分であったこと及び決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	その他	185,625	○厚生年金適用調査課長が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することで了承を得ました。 ○厚生年金適用調査課長がお客様にお詫びの上説明し、過払いの年金については今後支払われる年金で調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。 ○お客様の年金で調整されていることを確認しました。	○厚生年金適用課課長において、今回の事象を説明し、審査時の確認を慎重に行なうよう注意喚起しました。	内部
24	算定基礎届に係る標準報酬月額決定誤りについて	確認・決定誤り	広島	呉	2007年 7月31日	2013年 3月11日	○事務センターより、厚生年金基金との記録突合に係る届書の確認依頼があり、確認したところ、算定基礎届の標準報酬月額の決定誤りが判明しました。	○本来、支払基礎日数が17日未満の月を除き標準報酬月額を決定すべきところ、その月を含めて標準報酬月額を決定したことによります。 ○入力後のチェックにおいても誤りに気付きませんでした。	1事業 所1名	未徴 収	15,463	○厚生年金適用調査課長が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。	○厚生年金適用調査課において、入力内容の確認及びダブルチェックを確実に行うよう周知・徹底しました。	内部
25	高齢任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	鶴見	2010年 12月16日	2011年 3月23日	○ブロック本部より、お客様の高齢任意加入の合算対象期間について照会があり、確認したところ、高齢任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○高齢任意加入の審査において合算対象期間を計算する際に、本来、昭和61年3月までに支給された脱退手当金受給期間については合算対象期間として計算できますが、担当者が誤って平成14年に支給された脱退手当金受給期間を合算対象期間として計算したことによります。 ○担当者の認識不足によるものです。	1事業 所1名	過徴 収	70,654	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、高齢任意加入を取消することで了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、保険料還付請求書を送付しました。 ○お客様から還付請求書が送付され、還付金が支払われたことを確認しました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を説明し、高齢任意加入の加入期間についての確認を徹底するよう周知しました。	内部
26	育児休業等取得者申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	福岡	博多	2009年 1月9日	2012年 2月1日	○事業主より育児休業等取得者申出書が提出されたため担当者が受理できない旨を説明したところ、以前にも提出したことがあるとの申出があり、確認したところ、育児休業等取得者申出書の受理誤りが判明しました。	○事業主から育児休業等取得者申出書が提出された際に、被保険者氏名欄及び代表取締役名が同一の申出書であるにもかかわらず、担当者が育児休業等取得者申出書を受理したものです。 ○受付担当者及び入力担当者の認識不足によるものです。	1事業 所1名	未徴 収	755,211	○厚生年金適用調査課長が事業主様にお詫びの上説明し、保険料については、次回納付時に請求することで了承を得ました。また、時効に係る保険料については、時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 ○担当者が取消処理を行いました。	○厚生年金適用調査課において、育児休業等取得者申出書の受付及び処理時において、被保険者氏名及び事業主氏名が同一になっていないか確認することを徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
27	社会保険料の納入告知漏れについて	確認・決定誤り	栃木	栃木	2007年 7月13日	2011年 12月14日	○担当者が二以上事業所勤務被保険者に係る標準賞与額について確認したところ、社会保険料の納入告知漏れが判明しました。	○厚生年金適用調査課の担当者が二以上事業所勤務被保険者に係る賞与支払届を入力することで保険料が一般保険料と同様に計算されると誤認し厚生年金徴収課への連絡を怠ったことによるものです。 ○毎月、二以上事業所勤務被保険者一覧表を作成し二以上事業所勤務被保険者情報と全件点検すべきところ失念したことによります。	14事業所 16名	未徴収	2,581,517	○担当者が全事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することで了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、納入告知書を事業所あてに送付しました。	○厚生年金適用調査課において、毎月、二以上事業所勤務被保険者一覧表を作成し担当者及び他の職員との複数人で保険料計算日の前々日までに二以上事業所勤務被保険者情報の確認を行うことを徹底するよう周知しました。	内部
28	賞与支払届の受理誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	川崎	2012年 1月31日	2012年 2月13日	○担当者が平成24年1月31日に受理した平成21年12月支払分の賞与支払届について疑義が生じたため機構本部に確認したところ、賞与支払届の受理誤りが判明しました。	○社会保険労務士より賞与支払届が提出された際に、本来、時効中断の効力発生については事業所に納入告知書が到達したときであるにもかかわらず、担当者が誤って時効期限内に賞与支払届を受理すれば時効が中断すると誤認したことによります。	1事業所 49名	—	0	○担当者が社会保険労務士にお詫びの上、年金記録第三者委員会へお申出いただくことを説明し、了承を得ました。事業主に対して説明していただけるとのお申出であったためお願いしました。 ○担当者が入力処理を行い厚生年金保険法第75条該当処理を行いました。	○厚生年金適用調査課において、時効間際に届書が提出された場合には、時効成立日を確認し細心の注意を払って受理することを徹底しました。	内部
29	高齢任意加入の資格喪失予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	平塚	2009年 8月6日	2012年 1月10日	○担当者が年金相談に来所されたお客様の受給資格期間を確認したところ、高齢任意加入の資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○高齢任意加入の審査において合算対象期間を計算する際に、本来、昭和61年3月までに支給された脱退手当金受給期間については合算対象期間として計算できますが、担当者が誤って平成11年に支給された脱退手当金受給期間を合算対象期間として計算したことによります。 ○担当者の認識不足によるものです。	1事業所 1名	過徴収	783,818	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、高齢任意加入を取り消すことで了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、保険料還付請求書を送付しました。 ○お客様から還付請求書が送付され、還付金が支払われたことを確認しました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を職員に説明し、高齢任意加入の際に年金加入期間、脱退手当金の支給状況、受給資格を得るまでの期間の確認を徹底するよう周知しました。	内部
30	月額変更届等の入力漏れ及び70歳以上被用者月額変更届の入力誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	2008年 8月頃	2012年 1月31日	○担当者が書類保管用ロッカーを整理していた際に製本されていない書類が見つかり、確認したところ、月額変更届等の入力漏れ及び70歳以上被用者月額変更届の入力誤りが判明しました。	○月額変更届については、事務センターへ回付すべきところ、担当者が回付を漏らしたことによります。 ○賞与支払届については、二以上事業所勤務者であり事務所で処理するため事務センターから回付されたものを担当者が処理を漏らしたまま放置したことによります。 ○70歳以上被用者月額変更届については、改定年月を平成22年3月と入力すべきところを、担当者が誤って平成22年1月と入力したものです。 ○担当者による届書の審査時の点検漏れ及び決裁時においても誤りに気付かなかったことによります。	5事業所 11名	その他	468,980	○厚生年金適用調査課長がすべての事業所にお詫びの上説明し、保険料については、次回納付時に調整及び請求することで了承を得ました。 ○厚生年金適用調査課長が2事業所及びお客様にお詫びの上、説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 ○厚生年金適用調査課長が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、過払いの年金を返納していただくことで、了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、お客様からお預かりした返納方法申出書を事務センターに回付しました。	○厚生年金適用調査課において、処理結果リストのダブルチェック及び事務センターへの確実な回付を行うよう周知・徹底しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
31	賞与支払届の入力漏れについて	未処理・処理遅延	鹿児島	川内	2004年 8月27日	2012年 1月19日	○事務センターより、厚生年金基金の記録と厚生年金の記録を審査したところ賞与記録が不一致であった旨の連絡があり、確認したところ、賞与支払届の入力漏れが判明しました。	○賞与支払届にお客様の賞与支払額の記載がありましたが、上下の方の賞与が不支給であったため、担当者がお客様についても不支給であると誤認し入力を漏らしたものです。 ○入力時の確認不足及び入力後の決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	未徴収	250,000	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上、説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 ○担当者が処理を行いました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を職員に説明し、入力時及び入力後の確認を2名以上で行うことを徹底するよう周知しました。	内部
32	賞与支払届の入力漏れについて	未処理・処理遅延	栃木	事務センター	2011年 10月3日	2012年 3月2日	○年金事務所より、年金加入記録回答票の賞与の記載について照会があり、確認したところ、賞与支払届の入力漏れが判明しました。	○賞与支払届の処理を委託業者に委託する際に賞与の支払いが支給と不支給の束に分け委託しますが、誤って不支給の束に入れて委託したことにより入力漏れになったものです。 ○担当者による入力後の確認が不十分であったことによります。	1事業所8名	未徴収	359,142	○管理・厚生年金適用グループ長が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することです了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、委託業者に入力依頼する際及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	内部
33	賞与支払届の入力漏れについて	未処理・処理遅延	島根	事務センター	2009年 7月31日	2012年 4月13日	○年金事務所より、事業所から厚生年金基金と厚生年金の記録が相違しているとの問合せがあった旨の連絡があり、確認したところ、賞与支払届の入力漏れが判明しました。	○委託業者が事業所より提出された賞与支払届を入力する際に、7名の賞与支払の記載がありましたが1名の入力を漏らしたものです。 ○入力後の確認においても入力漏れに気がませんでした。	1事業所1名	その他	34,746	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、保険料については、時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。また、過払いとなった年金について返納方法申出書を提出していただきました。 ○担当者が訂正処理を行い、返納方法申出書を機構本部に進達し年金額が変更されたことを確認しました。	○委託業者に対し、今回の事象を説明し、届書入力後のチェックを徹底するよう要請したところ、担当者に事象を説明し届書等の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	外部
34	賞与支払届の未処理について	未処理・処理遅延	奈良	奈良	2005年 8月2日	2012年 4月13日	○事務センターより、厚生年金保険被保険者記録照会・回答票の記録内容について照会があり、確認したところ、賞与支払届の未処理が判明しました。	○事業所から提出された賞与支払届(FD)を処理する際に、担当者が誤って処理を漏らしたものです。 ○入力後の確認においても入力漏れに気づかなかったことによります。	1事業所1名	未徴収	39,962	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上、説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 ○担当者が処理を行いました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を説明し、届書の入力時においてのダブルチェックを徹底するよう周知しました。	内部
35	算定基礎届の誤入力に係る訂正漏れについて	未処理・処理遅延	埼玉	川越	2011年 6月頃	2012年 4月13日	○事業所より、以前に連絡した1名分の標準報酬月額の見直しについてお問合せがあり、確認したところ、算定基礎届の誤入力に係る訂正漏れが判明しました。	○事務処理誤りにより事業所に標準報酬月額を誤入力していたことに対してお詫びを行うとともに速やかに訂正入力する旨の説明を行いました。担当者が訂正処理を漏らしたものです。 ○担当者の確認不足及び決裁においても訂正漏れに気付かなかったことによります。	1事業所1名	未徴収	2,322,924	○厚生年金適用調査課長が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することです了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックの徹底及び事業所からのお問合せに速やかに対応することを徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
36	育児休業等終了時報酬月額変更届の入力漏れについて	未処理・処理遅延	沖縄	石垣	2005年 4月	2012年 4月16日	○事務センターより、厚生年金基金から厚生年金基金と厚生年金の記録が相違しているとお問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、育児休業等終了時報酬月額変更届の入力漏れが判明しました。	○事業所から育児休業等終了時報酬月額変更届が提出された際に、担当者が処理不要と判断し入力処理を漏らしたものです。 ○担当者の理解不足によります。	1事業 所2名	—	0	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上、説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 ○担当者が処理を行いました。	○厚生年金適用徴収課において、育児休業等終了時報酬月額変更届が提出された際の取扱いの説明及び入力漏れを防止するためチェックを徹底するよう周知しました。	外部
37	算定基礎届の未処理について	未処理・処理遅延	群馬	高崎	2011年 9月1日	2012年 3月30日	○厚生年金適用調査課長が課員の机を確認中に算定基礎届(FD)が保管されていたため、確認したところ、算定基礎届の未処理が判明しました。	○事務センターから算定基礎届(FD)の収録内容の確認ができないため返戻された際に、担当者が事業所に返戻すべきところ返戻することを失念し未処理となったものです。 ○届書の管理が不十分であったことによります。	1事業 所2名	未徴 収	86,062	○厚生年金適用調査課長から事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することで了承を得ました。算定基礎届を受理しました。 ○担当者が処理を行い、決定通知書を事業所あてに送付しました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を説明し、届書の管理を徹底するよう周知しました。	内部
38	全喪届の未処理について	未処理・処理遅延	東京	文京	2011年 5月20日	2011年 8月23日	○被保険者が0人である事業所について、担当者が全喪届の提出を依頼したところ提出済みであるとの回答があり、確認したところ、全喪届が未処理になっていることが判明しました。	○事業所より全喪届の添付書類である登記簿謄本等が提出された際に、担当者が誤って全喪届と同時に提出された新規適用届とともに保管し未処理となったものです。 ○受付した書類の管理が不十分であったことによります。	1事業 所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、早期に処理を行うことで了承を得ました。 ○担当者が入力処理を行いました。	○厚生年金適用調査課において、届書受付時に必要書類の添付もれ等があった場合には、受付した書類を整理しておくとともに書類の管理を徹底するよう周知しました。	外部
39	賞与支払届の入力漏れについて	未処理・処理遅延	神奈川	鶴見	2008年 7月30日	2012年 4月9日	○担当者が厚生年金基金と厚生年金の記録を確認したところ、賞与支払届の未処理が判明しました。	○賞与支払届が提出された際に、お客様は既に資格喪失処理済みであり、本来、資格喪失日より前に支給された賞与については、一旦資格喪失届の処理を取消し、賞与支払届を処理した後に再度資格喪失届の処理をすべきものを担当者が失念したものです。 ○担当者の認識不足によるものです。	1事業 所1名	未徴 収	61,390	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上、説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 ○担当者が処理を行いました。	朝礼及び課内の定例ミーティングにおいて、今回の事象を職員に説明し、エラーリストの内容を端末で一件ずつ確認を行い、処理結果リストとともに決裁を受けるよう周知・徹底しました。	内部
40	国民年金第3号被保険者資格取得届の回付漏れについて	未処理・処理遅延	沖縄	那覇	2007年 4月3日	2012年 4月26日	○事業所より、従業員から配偶者は健康保険の被扶養者になっているにもかかわらず国民年金保険料納付書が届くことについてお問合せがあった旨の連絡があり、確認したところ、国民年金第3号被保険者資格取得届の回付漏れが判明しました。	○事業所から健康保険被扶養者(異動)届が提出された際に、複写になっている国民年金第3号被保険者資格取得届を国民年金課に回付すべきところ、担当者が回付を漏らし健康保険被扶養者(異動)届綴りに綴ったものです。 ○担当者の確認が不十分であったことによります。	1事業 所1名	—	0	○厚生年金適用調査課長が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、国民年金第3号被保険者資格該当通知書をお客様あてに送付しました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を説明し、健康保険被扶養者異動届を受理した場合には国民年金第3号被保険者資格取得届の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
41	算定基礎届に係る報酬月額の入力誤りについて	入力誤り	埼玉	事務センター	2009年8月11日	2011年11月30日	○年金事務所より、お客様から年金記録回答票に標準報酬月額が誤って記載されているとお申出があったとの連絡があり、確認したところ、算定基礎届に係る報酬月額の入力誤りが判明しました。	○委託業者が算定基礎届の報酬月額を入力する際に本来、19万円と入力するところ誤って1万9千円と入力したものです。 ○入力時及び入力後の確認が不十分であったことによります。	1事業所1名	未徴収	280,628	○年金事務所の担当者が事業所にお詫びの上説明し、次回納付時に不足する保険料を請求することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。	○委託業者に対し、誤入力の防止及びチェック体制の強化を要請したところ、入力担当者に事象を説明し入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	外部
42	賞与支払届に係る標準賞与額の入力誤りについて	入力誤り	東京	事務センター	2012年1月18日	2012年1月30日	○年金事務所より、事業所から賞与支払届の決定通知書が届いたが決定金額に誤りがある旨のお申出があったとの連絡があり、確認したところ、賞与支払届に係る標準賞与額の入力誤りが判明しました。	○委託業者が賞与支払届の入力用FDを作成した際に、本来であれば賞与額を79万1千円と入力すべきところ、誤って19万1千円と入力したものです。 ○委託業者の確認不足及び届書と収録結果一覧表のチェックにおいても誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、決定通知書を差し替えることで、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い決定通知書を事業所あてに送付しました。 ○事業所より誤って送付した決定通知書が返送されました。	○委託業者に対し、誤入力の防止及びチェック体制の強化を要請したところ、入力担当者に事象を説明し入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	外部
43	国民健康保険組合被保険者に係る資格取得届の入力誤りについて	入力誤り	大阪	豊中	2012年2月10日	2012年2月15日	○社会保険労務士より、国民健康保険組合に加入している事業所に勤務されている二以上事業所勤務被保険者に係る資格喪失届を提出したところ健康保険被保険者証が送付されたところのお問合せがあり、確認したところ、国民健康保険組合被保険者に係る資格取得届の入力誤りが判明しました。	○二以上事業所勤務被保険者から一般の被保険者になるために資格喪失届が提出された場合、資格喪失届の処理後に資格取得届の処理を行います。が、お客様は国民健康保険組合の被保険者であったため資格取得届を処理する際に国民健康保険組合被保険者の被保険者として入力したものです。 ○担当者の確認が不十分であったことによります。	1事業所1名	過徴収	108,486	○厚生年金適用調査課長が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。誤って送付した健康保険被保険者証を回収し、全国健康保険協会に回付しました。 ○担当者が訂正処理を行いました。	○厚生年金適用課において、入力時のチェックを怠らないよう注意喚起しました。	外部
44	70歳以上被用者該当届に係る標準報酬月額相当額の入力誤りについて	入力誤り	兵庫	姫路	2010年4月30日	2012年2月29日	○担当者が70歳以上被用者に係る標準報酬月額と被保険者記録を確認したところ、70歳以上被用者該当届に係る標準報酬月額相当額の入力誤りが判明しました。	○70歳以上被用者該当届に係る標準報酬月額相当額を入力する際に205万円と入力するところ、担当者が誤って20万円と入力したものです。 ○入力時の確認不足及び入力後のチェックにおいても誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	過払い	854,437	○厚生年金適用調査課長が事業所及びご家族様にお詫びの上説明し、過払いの年金については今後支払われる年金で調整することで了承を得ました。ご家族様からお客様に説明していただけたとのことであったためお願いしました。 ○担当者が訂正処理を行いました。 ○お客様より返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○厚生年金適用調査課において、審査や入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
45	健康保険被扶養者(異動)届に係る被扶養者生年月日の入力誤りについて	入力誤り	愛媛	松山東	2012年 1月26日	2012年 3月21日	○社会保険労務士より、二以上事業所勤務被保険者の被扶養者の生年月日が間違っているとの連絡があり、確認したところ、健康保険被扶養者(異動)届に係る被扶養者生年月日の入力誤りが判明しました。	○二以上事業所勤務被保険者の健康保険被扶養者(異動)届を入力する際に、担当者が被扶養者の生年月日を誤って入力したものです。 ○担当者的入力後の確認不足及び決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。記載内容が誤っている健康保険被保険者証を回収し、全国健康保険協会に回付しました。 ○担当者が訂正処理を行い、全国健康保険協会から健康保険被保険者証が送付されたことを確認しました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を説明し、入力時及び入力後のダブルチェックを確実にを行うことを徹底するよう指示しました。	外部
46	算定基礎届に係る報酬月額の入力誤りについて	入力誤り	愛媛	今治	2002年 8月26日	2012年 4月20日	○社会保険労務士より、厚生年金基金から加入事業所の算定基礎届について照会があり、算定基礎届を確認したが(旧)社会保険事務所の入力が入っているのではないかとのお問合せがあり、確認したところ、算定基礎届に係る報酬月額の入力誤りが判明しました。	○算定基礎届の報酬月額を入力する際に、本来、41万円と入力すべきところ誤って44万円と入力したものです。 ○入力後の決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	その他	73,177	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料については還付することです了承を得ました。 ○担当者がお客様にお詫びの上説明し、未払いの年金をお支払いすることです了承を得ました。 ○担当者が処理を行いました。 ○事業所より還付請求書が提出され事務センターに回付しました。 ○お客様に年金が支払われたことを確認しました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を説明し、入力時及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	外部
47	算定基礎届に係る標準報酬の入力誤りについて	入力誤り	山口	事務センター	2011年 7月29日	2012年 3月22日	○年金事務所より、お客様から年金定期便の記録がおかしいので確認してほしいとお問合せがあった旨の連絡があり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬の入力誤りが判明しました。	○委託業者が算定基礎届を入力する際に、平均報酬月額を100万円と入力するところ誤って10万円と入力したものです。 ○担当者的入力誤り及びその後のチェックにおいても、誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	未徴収	1,102,861	○年金事務所の厚生年金適用調査課長がお客様にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することです了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を事業所あてに送付しました。	○委託業者に対し、誤入力の防止及びチェック体制の強化を要請したところ、入力担当者に事象を説明し入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	外部
48	70歳以上被用者に係る届出勧奨文書の記載漏れについて	通知書等の作成誤り	兵庫	東灘	2012年 3月1日	2012年 3月6日	○行政評価事務所より、事業所から届出勧奨の文書が送付されたことについてお問合せがあった旨の連絡があり、確認したところ、70歳以上被用者に係る届出勧奨文書の記載漏れが判明しました。	○70歳以上被用者に係る資格喪失届及び70歳以上被用者該当届の提出の勧奨文書を送付する際に、本来、該当被保険者の番号と氏名を記載して送付するところ、記載せずに送付したものです。また、事業所からお問合せがあった際に担当者が勧奨文書の記載漏れに気付かず説明を漏らしたことによります。 ○担当者的確認不足及び知識不足によるものです。	1事業 所1名	—	0	○厚生年金適用調査課長が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○70歳以上被用者該当届等を受理しました。	○厚生年金適用調査課において、事業所に文書を送付する際のチェックの徹底及びお客様からお問合せがあった場合の対応について注意喚起しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
49	養育期間 標準報酬 月額特例 申出書 (控)の誤 送付につ いて	誤送 付・誤 送信	東京	港	2012年 1月23日	2012年 1月25日	○A社会保険労務士より、受託してい ないB事業所の養育期間標準報酬月 額特例申出書(控)が送付されたとお 問合せがあり、確認したところ、養育期 間標準報酬月額特例申出書(控)の誤 送付が判明しました。	○A社会保険労務士から返信用封筒 が送付された際に、誤送付を防止する ために本来であれば封筒の裏面に封 入されていた事業所の整理記号を記入 し発送時に確認するところ、担当者が 誤ってC社会保険労務士から提出され たB事業所の整理記号を記入し養育期 間標準報酬月額特例申出書(控)を作 成し発送担当に回付したため封入誤り に気づかずに発送したものです。 ○郵便物を1件毎に開封し受付しな かったことによります。	2社会 保険 労務 士1事 業所1 名	—	0	○厚生年金適用課長がA社会保険 労務士事務所にお詫びの上説明し、 了承を得ました。B事業所の養育期 間標準報酬月額特例申出書(控)を 回収しました。 ○厚生年金適用課長がC労務管理 事務所及びB事業所にお詫びの上 説明し了承を得ました。	○厚生年金適用課及び発送担当に おいて、返信用封筒に記入した記号 に誤りがないかを確認することを徹 底するよう周知しました。	外部
50	健康保険 被扶養者 (異動)届 の所在不 明につい て	受理後 の書類 管理誤り	大阪	今里	2012年 3月13日	2012年 3月27日	○事務センターより、事業所から健康 保険被扶養者(異動)届を年金事務所 に提出したが健康保険被保険者証が 届かないとお問合せがあったとの連 絡があり、確認したところ、健康保険被 扶養者(異動)届が所在不明になって いることが判明しました。	○事業所から健康保険被扶養者(異 動)届が提出され受付後所在不明に なったものです。 ○届書の管理が不十分であったことに よります。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、健康保険被扶養者(異動)届 を再度作成していただくことで了承を 得ました。 ○担当者が処理を行い、全国健康 保険協会から健康保険被保険者証 が送付されたことを確認しました。	○厚生年金適用調査課において、 今回の事象を説明し、書類管理を徹 底するよう周知しました。	外部
51	賞与支払 届総括表 の所在不 明につい て	受理後 の書類 管理誤り	東京	事務 センター	2012年 4月6日	2012年 4月6日	○委託業者より、事業所から提出され た賞与支払届総括表が見当たらないと の連絡があり、確認したところ、賞与支 払届総括表が所在不明になっているこ とが判明しました。	○委託業者が入力処理後の適用関係 届書を作業室内のキャビネットに保管 し、その後、キャビネットから取り出し たところ所在不明になっていたものです。 ○委託業者による処理対象届書の引 渡し及び管理が適切に行われていな かったことによります。	8事業 所	—	0	○担当者が8事業所にお詫びの上 説明し、了承を得ました。 ○担当者が処理を行いました。	○委託業者に対し、今回の事象を説 明し、届書の管理及びチェック体制 の強化を要請したところ、担当者に 事象を説明し届書等の管理を徹底 するよう指導した旨の報告がありま した。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
52	差押解除通知書の送付漏れについて	確認・決定誤り	東京	墨田	2010年 11月16日	2012年 5月2日	○内部監査により、差押解除通知書を送付していないにもかかわらず差押解除の入力処理をしているとの指摘を受け、確認したところ、差押解除通知書の送付漏れ判明しました。	○担当者が差押解除処理の際に、差押解除通知書の送付を漏らしていたことによります。 ○担当者の確認不足によるものです。	1事業所	—	0	○未送付であった差押解除通知書について送付を行いました。 ○その後、お客様からお問合せはありませんが、お問合せがあった場合は、引き続き対応することとしました。	○厚生年金徴収課において、今回の事象を職員に説明し、事務処理を適切に行うよう周知・徹底しました。	内部
53	口座振替納付申出書の処理誤りについて	確認・決定誤り	愛知	名古屋北	2012年 8月1日	2012年 12月5日	○担当者が事業所に口座振替実施勧奨を行った際に、社会保険労務士から新規適用届出時に口座振替納付申出書を同時に提出したとお申出があり、確認したところ、口座振替納付申出書の処理誤りが判明しました。	○新規適用届及び口座振替納付申出書を受付した際、事業所整理記号の払い出しを誤ったことによります。 ○事務センターの担当者が誤りに気づき、厚生年金適用調査課に連絡し新規適用届は訂正しましたが、厚生年金徴収課には伝達されず、口座振替納付申出書の訂正処理を行わなかったことによるものです。	1事業所	未徴収	477,041	○厚生年金適用調査課長が事業所にお詫びの上説明し、保険料については納付書で納付することで、了承を得ました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を職員に説明し、事業所整理記号を付番する際は、複数名によるチェックを行うこと及び記号誤りが判明した場合は、正しい記号を記載した届書を作成し、厚生年金徴収課に供覧を行うことを周知しました。	外部
54	二以上事業所勤務被保険者に係る保険料の計算誤りについて	確認・決定誤り	京都	京都南	2012年 11月19日	2012年 12月25日	○事業所より、保険料額についてのお問合せがあり、確認したところ、二以上事業所勤務被保険者に係る保険料の計算誤りが判明しました。	○遡及した資格喪失届の処理を行う際に、本来、保険料の減額調整すべきところ、誤って増額調整したことによります。 ○入力後のチェックにおいても誤りに気づきませんでした。	2事業所1名	—	0	○担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上、説明しました。 ○二以上事業所勤務被保険者に係る保険料の訂正処理を行いました。 ○厚生年金徴収課長がそれぞれの事業所に保険料更正通知書と訂正した納入告知書を交付し、了承を得ました。	○厚生年金徴収課において、遡及した二以上事業所勤務被保険者に係る保険料の調整を行う際は、入力時に必要な処理項目や調整額に細心の注意を払うよう周知・徹底しました。	外部
55	二以上事業所勤務被保険者に係る保険料の計算誤りについて	確認・決定誤り	東京	江戸川	2012年5月 10日	2013年1月 10日	○担当者が充当未済額一覧表を確認したところ、二以上事業所勤務被保険者に係る保険料の計算誤りが判明しました。	○遡及した資格取得届を処理した際、本来、保険料を増額調整しなければならないところ、誤って保険料の減額調整を行ったことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁においても誤りに気づきませんでした。	2事業所1名	未徴収	3,206,562	○副所長及び厚生年金徴収課長がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時から納付していただくことで了承を得ました。 ○担当者が二以上事業所勤務被保険者に係る保険料の訂正処理を行いました。	○厚生年金徴収課において、二以上事業所勤務被保険者に係る保険料の登録処理を行う際は、必ず複数名で確認をするよう周知・徹底しました。	内部
56	二以上事業所勤務被保険者に係る保険料の入力漏れについて	確認・決定誤り	青森	青森	2012年 10月12日	2012年 11月15日	○担当者が二以上事業所勤務被保険者に係る保険料を確認したところ、二以上事業所勤務被保険者に係る保険料の入力漏れが判明しました。	○担当者が二以上事業所勤務被保険者が二以上事業所勤務でなくなった際、保険料が自動的に減額処理されると誤認し、二以上事業所勤務被保険者保険料登録処理票の作成及び処理を行わなかったことによるものです。 ○決裁においても誤りに気づきませんでした。	7事業所11名	—	0	○担当者が7事業所にお詫びの上説明しました。 ○担当者が保険料の更正処理を行い、正しい金額の納入告知書を作成しました。また、金融機関に口座振替の緊急停止を依頼しました。 ○厚生年金徴収課長が7事業所に再度お詫びの上説明し、正しい金額の納入告知書を交付し、了承を得ました。 ○保険料が納付されたことを確認しました。	○厚生年金徴収課において、今回の事象を職員に説明し、処理後の確認を徹底するよう周知しました。 ○また、二以上事業所勤務被保険者に係る保険料登録についての研修を実施しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
57	厚生年金保険第四種保険料の還付金未払いについて	未処理・処理遅延	福岡	久留米	2011年 12月28日	2012年 5月18日	○お客様より、厚生年金保険第四種保険料が還付されていないとお申出があり、確認したところ、厚生年金保険第四種保険料の還付金未払いが判明しました。	○年金記録課において第四種被保険者期間を取消する記録補正を行い、厚生年金徴収課に還付決議を依頼し関係書類を引継ぐべきところ、引継ぎが行われていなかったことによります。	1名	未払い	82,680	○副所長及びお客様相談室長がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。お客様より還付請求書を受理し、事務センターに回付しました。○還付請求書の処理が完了したことを確認しました。	○年金記録課において、記録補正により保険料の還付が発生する場合は、記録補正処理票などの関係書類と引継書類整理簿を厚生年金徴収課に回付するよう徹底しました。	外部
58	二以上事業所勤務被保険者に係る保険料の登録誤りについて	入力誤り	愛知	豊橋	2011年 9月29日	2012年 12月11日	○担当者が二以上事業所勤務被保険者に係る保険料を確認したところ、二以上事業所勤務被保険者に係る保険料の登録誤りが判明しました。	○二以上事業所勤務被保険者保険料登録票に記載されていた健康保険料の金額を見誤り入力したことによります。 ○担当者の確認不足及びダブルチェック時にも誤りに気付きませんでした。	1事業所 1名	過徴収	42	○厚生年金徴収課長が事業所にお詫びの上説明し、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が二以上事業所勤務被保険者に係る保険料の訂正処理を行いました。	○厚生年金徴収課において、今回の事象を職員に説明し、ダブルチェックの徹底を周知しました。	内部
59	納付書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	茨城	水戸南	2012年 10月19日	2012年 11月5日	○担当者が事務センターより回付された領収済通知書を確認したところ、納付書の作成誤りが判明しました。	○本来、平成24年9月分と滞納分の分割納付書を作成すべきところ、担当者が誤って平成24年9月分の分割納付書を作成したため、重複納付が発生したものです。 ○複数名でチェックしていましたが誤りに気付かなかったことによります。	1事業所	過徴収	498,131	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。	○厚生年金徴収課において、今回の事象を職員に説明し、納入計画書をもとに処理票を作成し、突合せ確認を行うよう周知しました。	内部
60	納入告知書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	千葉	事務センター	2012年 12月12日	2012年 12月28日	○年金事務所より、事業所から納入告知書の印字不鮮明のため金融機関で納付できなかったとの連絡があり、確認したところ、納入告知書の作成誤りが判明しました。	○委託業者が納入告知書を作成する際に、インクリボンが一部めくれたまま作業を行ったため、納入告知書の合計額欄が不鮮明となり、そのまま送付したことによるものです。 ○委託業者の確認不足と作成後の確認でも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所	—	0	○管理・厚生年金グループ長が事業所にお詫びの上説明し、新しい納入告知書と差替を行い、了承を得ました。	○委託業者に対し、再発防止とチェック体制の強化を要請しました。 ○委託業者より、改善報告書の提出があり、受理しました。	外部
61	納付書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	東京	武蔵野	2013年 2月19日	2013年 2月27日	○事業所より、納付書についてのお問合せがあり、確認したところ、納付書の作成誤りが判明しました。 ○そのため、平成24年12月分保険料の納付が遅れ延滞金が発生してしまいました。	○事業所より平成24年12月分納付書の再作成依頼があったにもかかわらず、担当者が誤って平成25年1月分の納付書を作成し送付したものです。 ○担当者の確認不足によります。	1事業所	過徴収	500	○担当者が事業所にお詫びの上、平成24年12月分保険料に延滞金が発生することを説明しました。 ○担当者が事象所に再度お詫びの上、経過を記した文書を交付し、了承を得ました。 ○平成24年12月分保険料と延滞金の納付を確認しました。	○厚生年金徴収課において、納付書を再作成する際は、複数名による確認を行うよう周知・徹底しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
62	事業所あて通知文書の誤送付について	誤送付・誤送信	千葉	千葉	2013年 1月24日	2013年 1月28日	○A事業所より、B事業所あての通知文書が送付されたところ、事業所あて通知文書の誤送付が判明しました。	○担当者が通知文書を作成する際に、A事業所あての通知文書にB事業所の添付文書を貼付け、B事業所あての通知文書にA事業所の添付文書を貼付け、送付したことによるものです。 ○送付前のダブルチェックを怠ったことによるものです。	2事業所	—	0	○副所長がA事業所にお詫びの上、所長名による謝罪文を交付することで、了承を得ました。誤った通知文書を回収しました。 ○副所長がB事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤った通知文書を回収しました。	○厚生年金徴収課において、事業所あてに文書を送付する際は、必ず複数名で確認し発送するよう周知・徹底しました。	外部
63	口座振替納付申出書の誤送付について	誤送付・誤送信	大阪	枚方	2013年 1月28日	2013年 2月15日	○A事業所より、B事業所の口座振替納付申出書が送付されたところ、口座振替納付申出書の誤送付が判明しました。	○A事業所に口座振替納付申出書の不備返戻を行った際に、誤ってB事業所の口座振替納付申出書も混入させたものです。 ○同封書類の確認及び複数名でのダブルチェックを怠ったことによります。	2事業所	—	0	○担当者がA事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。B事業所の口座振替納付申出書を回収しました。 ○担当者がB事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○厚生年金徴収課において、送付物の内容確認及び複数名でのダブルチェックを確実に行うよう周知・徹底しました。	外部
64	保険料口座振替納付申出書に係る説明誤りについて	説明誤り	群馬	前橋	2013年 2月12日	2013年 2月13日	○事業所より、保険料口座振替納付申出書をゆうちょ銀行に持参したら受付できないと断られたところ、保険料口座振替納付申出書に係る説明誤りが判明しました。	○事業所がゆうちょ銀行において口座振替を希望され、ゆうちょ銀行では口座振替ができないにもかかわらず、保険料口座振替納付申出書を交付したことによります。 ○担当者の確認不足によります。	1事業所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上、改めて保険料口座振替納付申出書を提出していただくことで、了承を得ました。	○厚生年金適用調査課及び厚生年金徴収課において、今回の事象を職員に説明し、保険料口座振替納付申出書の注意喚起しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
65	国民年金 任意加入 時における 受給資格 期間の 確認誤り について	確認・ 決定誤り	兵庫	尼崎	2007年 2月3日	2011年 11月1日	○お客様より、老齢年金の裁定請求があり、確認したところ、国民年金任意加入時における受給資格期間の確認誤りが判明しました。	○任意加入時に、誤って20歳前の期間を合算対象期間として計算したことにより、受給資格要件を満たさなくなったことによります。	1名	未払い	95,354	○お客様相談室長がお客様にお詫びの上、改めて合算対象期間の確認を行うことについて説明しました。 ○新たな合算対象期間が判明し、受給資格要件を満たすこととなったため、お客様に改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に老齢年金裁定請求書を進達しました。 ○お客様に年金が支払されたことを確認し、了承を得ました。	○お客様相談室において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知しました。	内部
66	国民年金 任意加入 時における 受給資格 期間の 確認誤り について	確認・ 決定誤り	北海道	新 さっぽろ	2010年 10月14日	2011年 10月3日	○お客様より、任意加入の資格喪失申出と老齢年金の請求について照会があり、確認したところ、国民年金任意加入時における受給資格期間の確認誤りが判明しました。	○任意加入時に、受給資格要件を満たすのに必要な納付月数は28ヵ月と説明すべきところ、20歳未満の配偶者の被用者年金加入期間を合算対象期間に含めて計算したため、誤って12ヵ月と説明したことによります。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上、再度納付が必要な期間を確認の上文書を送付する旨説明したところ、了承を得ました。 ○お客様に文書を送付したところ、任意加入を継続することで、了承を得ました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、受給資格期間の確認の徹底について改めて周知しました。	内部
67	国民年金 特例任意 加入時における 資格喪失 予定年月日 の誤りに ついて	確認・ 決定誤り	大阪	豊中	2008年 2月	2011年 12月8日	○お客様より、受給要件についてお問合せがあり、確認したところ、国民年金特例任意加入時における資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○特例任意加入時に、夜間の就学期間については合算対象期間から除算すべきところ、確認不足により、誤って合算対象期間に含めて資格喪失予定年月日を入力処理したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としてしまったことによるものです。	1名	過徴収	648,360	○担当者がお客様にお詫びの上、改めて受給資格期間の確認を行うことについて説明しました。 ○第3号特例期間が判明し、受給資格要件を満たすこととなったため、お客様に改めてお詫びの上、特例任意加入期間の保険料を還付する旨説明し、了承を得ました。 ○第3号特例届の入力処理を行い、特例任意加入期間の保険料の還付を行いました。 ○機構本部に老齢年金裁定請求書を進達し、年金が支払されたことを確認し、了承を得ました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知しました。	内部
68	国民年金 任意加入 資格喪失 予定年月日 の入力 漏れにつ いて	確認・ 決定誤り	北海道	小樽	2009年 9月30日	2012年 4月23日	○お客様より、受給要件についてお問合せがあり、確認したところ、国民年金任意加入資格喪失予定年月日の入力漏れが判明しました。	○資格取得申出書を入力処理する際、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としてしまったことによるものです。	1名	過徴収	149,700	○担当者がお客様にお詫びの上、過徴収した保険料については還付となる旨説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、入力項目にマーカ一等の表示を行うことにより入力漏れを防止するよう周知・徹底しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
69	国民年金 任意加入 資格喪失 予定年月 日の誤り について	確認・ 決定誤り	大阪	淀川	2008年 3月7日	2012年 2月23日	○65歳未満喪失予定年月日到達者リストの確認を行ったところ、国民年金任意加入資格喪失予定年月日の入力誤りが2件判明しました。	○任意加入時に、老齢基礎年金の満額受給までの計算を誤ったことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としてしまったことによるものです。	2名	—	0	○担当者が2名のお客様にお詫びの上、説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による前納保険料額の差額について領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知しました。	内部
70	国民年金 被保険者 資格喪失 申出書の 処理誤り について	確認・ 決定誤り	北海道	札幌北	1996年 10月31日	2012年 4月10日	○お客様の父親より、日本国内に住民登録があるにもかかわらず海外転出を理由とした資格喪失処理が行われているところ、国民年金被保険者資格喪失申出書の処理誤りが判明しました。	○海外転出を理由とした資格喪失申出書を入力処理する際、住民登録の有無の確認を失念したことによります。 ○その後、日本国内に住民登録がある期間について任意加入を行い、保険料が納入されていました。	1名	—	0	○担当者がお客様の父親にお詫びの上、説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、平成21年3月からの任意加入を認め、納付した保険料については還付せず納付記録とする旨の回答があり、お客様に改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、海外転入及び転出にかかる届出については住民票等の確認を徹底するよう周知しました。	外部
71	国民年金 任意加入 資格喪失 予定年月 日の入力 漏れにつ いて	確認・ 決定誤り	東京	練馬	2008年 8月26日	2012年 4月20日	○お客様の配偶者より、平成24年度の国民年金保険料口座振替額通知書の出力内容についてお問合せがあり、確認したところ、国民年金任意加入資格喪失予定年月日の入力漏れが判明しました。	○任意加入時に、老齢基礎年金の納付月数が480月に到達する平成24年12月で資格喪失予定年月日を入力すべきところ、入力を漏らしてしたことによります。 ○決裁においても見落としてしまったことによるものです。	1名	過徴 収	400	○担当者がお客様にお詫びの上、説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、平成24年4月分から11月分の保険料について、口座振替前納額で領収可能との回答があり、お客様に説明したところ、既に手持ちの納付書で納付を開始したため、協議の申出については取り下げる旨の返答があり、了承を得ました。 ○資格喪失予定年月日の入力処理及び口座振替の緊急停止を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、老齢基礎年金の満額受給希望者について、任意加入の受付時には資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	内部
72	国民年金 任意加入 資格喪失 予定年月 日の誤り について	確認・ 決定誤り	愛知	半田	2010年 6月16日	2012年 6月5日	○お客様より、口座振替額についてお問合せがあり、確認したところ、国民年金任意加入資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入時に、資格喪失予定年月日を平成25年5月と入力すべきところ、誤って平成24年5月と記載し入力したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としてしまったことによるものです。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上、説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、前納保険料額について領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
73	国民年金第3号被保険者該当年月日の入力誤りについて	確認・決定誤り	大阪	大手前	2006年 5月11日	2012年 6月26日	○他年金事務所より、国民年金第3号被保険者該当年月日が誤っているとの連絡があり、確認したところ、国民年金第3号被保険者該当年月日の入力誤りが判明しました。	○事業所より提出された国民年金第3号被保険者該当届を入力処理する際、誤った該当年月日で入力処理したため、国民年金保険料を誤還付したことによります。 ○入力後の確認においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	誤還付	202,860	○担当者がお客様の配偶者様にお詫びの上、誤って還付した保険料を返納していただく旨説明し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。 ○返納金納入告知書を送付しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、入力処理時及び決裁時におけるダブルチェックの徹底について周知しました。	内部
74	年金手帳再交付時における基礎年金番号の確認誤りについて	確認・決定誤り	千葉	幕張	2007年 11月15日	2012年 6月20日	○A様より、年金記録に勤めたことのない事業所名が記載されているとお問合せがあり、確認したところ、年金手帳再交付時における基礎年金番号の確認誤りが判明しました。	○B様の年金手帳再交付処理を行う際、確認不足により、誤って同一氏名・同一生年月日のA様の基礎年金番号の記録を統合し、統合した番号を年金手帳に記載の上再交付したことによります。	2名	—	0	○国民年金課長がA様及びB様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○A様の年金記録の再登録及びB様の資格記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、基礎年金番号の本人確認を行う際には、氏名・住所のみならず、前住所地や年金加入状況等の確認についても徹底するよう周知しました。	外部
75	住所変更届の受付時における基礎年金番号の確認誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	相模原	2010年 6月9日	2012年 6月21日	○他年金事務所より、A様の住所変更履歴の確認及び削除依頼があり、確認したところ、住所変更届の受付時における基礎年金番号の確認誤りが判明しました。	○B様より住所変更届を受付した際、B様の基礎年金番号が不明であったため氏名索引を行ったところ、確認不足により、誤って同一氏名・同一生年月日のA様の基礎年金番号を記載し、入力処理を行ったことによります。	2名	—	0	○国民年金課長がA様にお詫びの上、住所変更履歴を削除させていただき旨説明し、了承を得ました。 ○A様の住所変更履歴の削除処理を行いました。なお、B様の住所変更については入力処理済でした。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、お客様の基礎年金番号を氏名索引する際には、氏名・住所のみならず、前住所地や年金加入状況等の確認についても徹底するよう周知しました。	内部
76	国民年金任意加入資格喪失予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	大阪	枚方	2009年 6月22日	2012年 7月25日	○お客様より老齢年金の裁定請求があり、確認したところ、国民年金任意加入資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入時に、誤って第3号被保険者とならない期間を第3号被保険者期間として処理したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としてしまったことによるものです。	1名	過徴収	543,200	○担当者がお客様にお詫びの上、受給権を満たすためには今後の保険料納入が必要である旨説明したところ、任意加入期間の保険料について還付するよう依頼がありました。 ○機構本部に取扱いを協議し、納付された保険料については、還付可能との回答があり、お客様に改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を確認しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知しました。	内部
77	国民年金任意加入資格喪失予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	和歌山	和歌山西	2011年 2月8日	2011年 12月22日	○お客様より、老齢年金の裁定請求書が提出され、確認したところ、国民年金任意加入資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入時に、昭和36年4月以前の厚生年金期間が1年未満であり、合算対象期間として算入できない期間であったにもかかわらず、認識不足により、誤って合算対象期間に算入し処理したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としてしまったことによるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、受給権を満たすためには今後の保険料納入が必要である旨説明したところ、納付書により分割納付することで、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、分割納付書を送付しました。	○お客様相談室において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
78	国民年金 任意加入 資格喪失 予定年月 日の誤り について	確認・ 決定誤り	群馬	高崎	2008年 1月15日	2012年 6月28日	○担当者が資格喪失予定年月日が登録された資格取得申出書の再点検を行ったところ、国民年金任意加入資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入時に、老齢基礎年金の満額受給までの計算に全額免除期間を算入したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としてしまったことによるものです。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上、満額受給には今後の保険料納入が必要である旨説明したところ、資格喪失申出書を提出することで、了承を得ました。 ○資格喪失申出書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知しました。	内部
79	国民年金 記録の補 正漏れに よる老齢 基礎年金 の裁定誤 りについて	確認・ 決定誤り	埼玉	春日部	2012年 2月23日	2012年 3月30日	○事務センターより、以前に当事務所から過誤納取消予定として引き抜きを行った過誤納者整理票の取消及び納付記録追加処理が行われていないとの連絡があり、確認したところ、国民年金記録の補正漏れによる老齢基礎年金の裁定誤りが判明しました。	○老齢年金の裁定請求時に、資格記録の補正処理を誤ったため、事務センターに過誤納者整理票の引き抜き依頼を行った際、速やかに過誤納者整理票を取消、資格記録の補正処理及び納付記録の追加処理を行うべきところ、進捗管理を怠ったことにより、補正処理等を漏らしたまま老齢基礎年金の裁定処理を行ったことによります。	1名	未払い	4,600	○国民年金課長がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを確認し、訂正処理可能との回答があり、再裁定関係書類を機構本部に進達しました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。 ○訂正処理が完了し、お客様に年金が支払されたことを確認しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、記録補正を行う際には、補正内容を確認すること及び未処理案件の進捗確認の徹底について改めて周知しました。	内部
80	国民年金 免除理由 該当届及 び消滅届 の処理遅 延につい て	未処理・ 処理遅延	岐阜	事務 センター	2011年 7月10日	2011年 8月30日	○お客様より、国民年金免除理由該当届及び消滅届の処理状況についてお問合せがあり、確認したところ、国民年金免除理由該当届及び消滅届の処理遅延が判明しました。	○国民年金免除理由該当届及び消滅届を受付した際、速やかに処理すべきところ、進捗管理を怠ったことにより、処理を行っていなかったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。 ○国民年金免除理由該当届及び消滅届の入力処理を行いました。 ○その後、お客様からお問合せはありませんが、お問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を職員に説明し、未処理書類の進捗確認の徹底について改めて周知しました。	外部
81	国民年金 第3号被 保険者住 所変更届 の入力誤 りについて	入力誤り	静岡	事務 センター	2011年 5月13日	2012年 2月27日	○お客様より、ねんきん定期便の住所が誤っているとお問合せがあり、確認したところ、国民年金第3号被保険者住所変更届の入力誤りが判明しました。	○委託業者が国民年金第3号被保険者住所変更届の入力を行う際、確認不足により、誤った番地を入力したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としてしまったことによるものです。	1名	—	0	○国民年金グループ長がお客様にお詫びの上説明しましたが、了承を得られませんでした。 ○住所記録の補正処理を行い、お客様にお詫びの文書及び年金記録照会回答票を送付しました。 ○その後、お客様からお問合せはありませんが、お問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○委託業者に今回の事象を説明し、誤入力の防止及びチェック体制の強化を要請し、担当者に指導した旨の報告がありました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
82	国民年金 第3号被 保険者該 当通知書 の作成誤 りについて	通知書等 の作成誤り	東京	目黒	2012年 2月17日	2012年 2月22日	○お客様の配偶者より、国民年金第3号被保険者該当通知書が届いたが、該当年月日の元号が誤っているとお問合せがあり、確認したところ、国民年金第3号被保険者該当通知書の作成誤りが判明しました。	○国民年金第3号被保険者該当通知書を作成した際、13名のお客様の該当年月日の元号について、平成と記載しなければならないところ、確認を怠ったため、誤って昭和と記載してしまいました。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことによるものです。	13名	—	0	○担当者がご連絡をいただいたお客様に対し、お詫びの上、正しい国民年金第3号被保険者該当通知書を再送付させていただく旨説明し、了承を得ました。 ○13名のお客様に対して、お詫びの文書を同封の上、正しい第3号該当通知書を送付し、誤った第3号該当通知書との差替をお願いしました。 ○12名のお客様から誤った第3号該当通知書を回収し、残りの1名様からは廃棄したとのご連絡をいただきました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、手作業により通知書を作成した場合には、必ず通知書の記載内容全ての読み合わせ及び複数名による確認を行うことを周知・徹底しました。	外部
83	年金手帳 の誤送付 について	誤送付・誤送信	滋賀	大津	2012年 6月15日	2012年 6月18日	○A様の父親より、B様の年金手帳が送付されてきたとお問合せがあり、確認したところ、年金手帳の誤送付が判明しました。	○20歳適用者であるA様に年金手帳を送付する際、確認不足により、誤ってB様の年金手帳を送付したことによります。	2名	—	0	○担当者がA様の父親にお詫びの上説明し、了承を得ました。B様の年金手帳を回収しました。 ○担当者がB様にお詫びの上説明し了承を得ました。A様より回収した年金手帳を交付しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、個人情報保護の重要性について改めて周知・徹底しました。	外部
84	海外転出 期間に係 る任意加 入制度の 説明漏れ について	説明誤り	神奈川	横浜西	2010年 1月7日	2012年 6月18日	○お客様より、区役所で本来は任意加入すべき海外在住期間が強制加入になっているとの説明を受けたとお問合せがあり、確認したところ、海外転出期間に係る任意加入制度の説明漏れが判明しました。	○区役所及び年金事務所において、お客様が海外転出する予定である旨を伝えていたにもかかわらず、任意加入制度の説明を漏らしていたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、海外転出時に任意加入の申出があったとして取り扱うとの回答があり、お客様に改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、海外転出時の資格の取扱いについて改めて周知・徹底しました。 ○区役所に対し、今回の事象を説明したところ、担当者へ注意を指示した旨の報告がありました。	外部
85	国民年金 任意加入 制度の説 明誤りに ついて	説明誤り	京都	京都南	2009年 9月15日	2011年 3月9日	○お客様より、61歳当時に受給権の相談を行った際、2年遡及して納付が可能との説明を受けたとお問合せがあり、確認したところ、国民年金任意加入制度の説明誤りが判明しました。	○お客様より受給権についての相談を受け、任意加入の説明を行った際、任意加入は申出を行った月から納付可能である旨説明すべきところ、誤って2年遡及して納付可能である旨の説明を行ったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、任意加入の受付日を遡及することは不可との回答があり、お客様に改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。	○国民年金課において、今回の事象を職員に説明し、受給権に関する慎重な説明の徹底について周知を行いました。	外部
86	担当者による戸別訪問督励時における個人情報の漏えいについて	事故等	北海道	帯広	2012年 3月19日	2012年 3月21日	○お客様より、なぜ自分の個人情報を母親に説明しているのかとお問合せがあり、確認したところ、担当者による戸別訪問督励時における個人情報の漏えいが判明しました。	○担当者が個別訪問督励を行った際、お客様本人が不在であったため、隣家にお住まいのお客様の母親に、国民年金加入の手続きが済んでいない旨説明したことによります。	2名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しましたが、了承を得られませんでした。 ○副所長及び国民年金課長がお客様に改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、個人情報保護の重要性及び戸別督励時の留意事項について改めて周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
87	時効完成後に収納された国民年金保険料の還付処理漏れについて	確認・決定誤り	東京	中野	2009年 2月25日	2011年 12月19日	○担当者が国民年金保険料の延滞金の確認を行っていたところ、時効完成後に収納された国民年金保険料の還付処理漏れが判明しました。	○お客様が国民年金督促保険料を時効完成後に納付した際、時効完成日を確認した上で過誤納還付処理を行うべきところ、確認を怠ったことにより、収納扱いとしたことによります。 ○延滞金の調定時においても誤りに気付きませんでした。	1名	過徴収	13,580	○担当者がお客様にお詫びの上、保険料が還付となる旨説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました ○保険料還付金の支払いを確認しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、督促保険料の収納時においては複数名で時効完成日の確認を行うこと及び延滞金調定時においても、収納が適正に行われているか確認を徹底するよう周知しました。	内部
88	国民年金保険料還付請求書に係る金融機関コードの記載誤りについて	確認・決定誤り	山梨	事務センター	2012年 1月24日	2012年 2月3日	○担当者が還付金支払不能者一覧表を確認したところ、国民年金保険料還付請求書の金融機関コードの記載誤りが判明しました。	○お客様より提出された国民年金保険料還付請求書の事前審査を行った際、誤った金融機関コードを記載したことによります。 ○入力後のチェックにおいても誤りに気付かなかったことによります。	1名	過徴収	14,970	○担当者がお客様の母親にお詫びの上、支払いが遅れてしまう旨説明したところ、今後の支払スケジュールを明記した文書を送付することで、了承を得ました。 ○お客様に支払スケジュールを明記した文書を送付しました。 ○再振込のための入力処理を行い、支払日を確認しました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、事前審査を慎重に行うことを周知・徹底しました。	内部
89	国民年金保険料口座振替納付申出書の処理誤りについて	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2012年 4月2日	2012年 4月23日	○年金事務所より、事務センターに照会の上行った口座振替納付申出書の入力処理が誤っているとの連絡があり、確認したところ、2名のお客様について国民年金保険料口座振替納付申出書の処理誤りが判明しました。	○年金事務所より、多段階免除の承認を受けているお客様が、口座振替にて1年前納を行う場合の処理方法について事務センターに照会があった際、多段階免除の終期を訂正後、3月中に毎月振替の口座振替納付申出書の入力を行い、4月の諸変更入力締切日までに振替方法を1年前納に変更を行うよう回答すべきところ、4月の諸変更入力締切日までに振替方法の変更処理を口座振替情報訂正処理にて行うよう誤った回答を行ったことにより、4月末の口座振替が行われなかったことによります。 ○事務所からの照会に対し回答を行った担当者の知識不足によるものです。	2名	—	0	○事務センターの担当者が2名のお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、1年前納割引額での保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○口座振替納付申出書の訂正及び納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、事務所から照会を受けた際には、照会対応票を作成し、共有フォルダに貼付けすることにより、複数名で照会及び回答内容の確認を行うよう周知・徹底を行いました。	内部
90	国民年金保険料納付書の送付遅延について	確認・決定誤り	神奈川	横浜南	2012年 3月16日	2012年 5月11日	○お客様の父親より、平成24年3月分の国民年金保険料納付書が、納付期限経過後に届いたとのことのお問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料納付書の送付遅延が判明しました。	○国民年金被保険者資格取得届(平成24年3月より加入)及び国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書を1年前納として入力処理を行った際、前納納付書を引き抜き、平成24年3月分の納付書のみ送付するため、機構本部で作成された納付書を、事務センターを経由して事務所に送り寄せてから、お客様に送付することにしましたが、納付期限の確認を怠り、期限経過後にお客様に送付してしまったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、お詫びの文書の送付をお約束しました。 ○お詫びの文書を送付しました。 ○その後、お客様よりお問合せはありませんが、お問合せがあった場合は、引き続き対応することとしました。なお、平成24年3月分の保険料は納付済みであることを確認しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、納付期限間近の納付書については、手作業で作成し送付することを周知・徹底しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
91	国民年金 保険料延 滞金の計 算誤りに ついて	確認・ 決定誤り	新潟	柏崎	2012年 6月28日	2012年 6月29日	○担当者が窓口領収した2名分の延滞金を窓口装置へ入力する際、エラーが発生したため、確認したところ、国民年金保険料延滞金の計算誤りが判明しました。	○延滞金を計算する際、延滞金除外期間を1日分誤って計算したため、延滞金除外期間が短くなり、延滞金を過徴収してしまったことによります。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	過徴収	150	○国民年金課長がお客様にお詫びの上、延滞金が還付となる旨説明し、了承を得ました。 ○お客様に還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。 ○還付金の支払を確認しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、延滞金の計算については必ず複数名で確認することを周知・徹底しました。	内部
92	国民年金 保険料領 収済通知 書の重複 処理につ いて	確認・ 決定誤り	山梨	事務 センター	2012年 8月2日	2012年 8月24日	○年金事務所より、お客様から還付請求書が届いたが二重に納付した覚えがないとのお問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、国民年金保険料領収済通知書の重複処理が判明しました。	○国民年金保険料領収済通知書の入力処理中にエラーで処理が中断した際、処理した領収済通知書の取消処理を行った上で再度処理を行うべきところ、取消処理を行わずに二重に処理を行ったため、保険料の過誤納が発生し、お客様に還付請求書を送付したことによります。 ○担当者が委託業者に対し、領収済通知書を再度処理するよう指示してしまったことが原因です。	22名	—	0	○担当者が22名のお客様にお詫びの上説明したところ、了承を得ました。 ○16名のお客様より還付請求書を回収し、6名のお客様については破棄していることを確認しました。 ○過誤納還付充当記録取消処理を行いました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、入力エラーが発生した場合の処理方法について確認し、ダブルチェックの徹底について周知しました。	外部
93	国民年金 保険料継 続免除却 下者に係 る期限経 過後の前 納納付書 の送付に ついて	確認・ 決定誤り	長崎	事務 センター	2012年 9月12日	2012年 9月14日	○お客様より、送付された前納納付書の納付期限が経過しているとのお問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料継続免除却下者に納付期限を経過した前納納付書を送付していることが判明しました。	○国民年金保険料継続免除の却下者に対し、納付書を送付する際、前納納付書の納付期限内に発送すべきところ、確認を怠り、期限経過後まで保留し送付したことによります。	1名	過徴収	340	○国民年金グループ長がお客様にお詫びの上、説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、期限経過した前納保険料については領収できない旨の回答があり、改めてお客様にお詫びの上説明したところ、回答内容についての文書の送付依頼がありました。 ○お客様に回答内容についての文書を送付したところ、納付期限内の保険料を前納することで了承を得ました。 ○保険料を現金領収し、納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、納付書発行の際の内容確認を確実に行うことを周知・徹底しました。	外部
94	国民年金 保険料追 納納付書 の作成誤 りについて	確認・ 決定誤り	東京	大田	2009年 12月1日	2012年 9月26日	○お客様より提出された、国民年金保険料追納申込書を確認していたところ、以前に申込いただいた国民年金保険料追納納付書の作成誤りが判明しました。	○お客様より提出された、平成16年1月分から平成19年6月分の国民年金保険料追納申込書を入力する際、誤って平成16年4月分からの追納納付書を作成したことによります。 ○担当者的入力時における確認不足及び決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、平成16年4月分から平成19年6月分の追納保険料を還付せずに平成16年1月分から平成16年3月分までの追納保険料を平成21年度の追納額で領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行い、控除証明書を送付しました。	○国民年金課において、担当者にて今回の事象を説明し、追納申込書を入力処理する際には、承認月以前に申込対象月が存在しないかの確認を複数名で行った上で承認通知書等を交付するよう周知・徹底しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
95	国民年金保険料延滞金の計算誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	三宮	2012年 3月28日	2012年 4月3日	○担当者が窓口領収した2名分の延滞金を窓口装置へ入力する際、エラーが発生したため、確認したところ、国民年金保険料延滞金の計算誤りが判明しました。	○延滞金を計算する際、延滞金除外期間の終了日を、充当(取立)日当日で入力すべきところ、認識不足により、誤って充当(取立)日前日で入力したため、延滞金除外期間が短くなり、延滞金を過徴収したことによります。	2名	過徴収	400	○担当者が2名のお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様に還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。 ○保険料還付金の支払を確認しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、差押え時の延滞金除外期間の終了日は、充当(取立)日の前日ではなくて当日であることを再度確認の上周知しました。	内部
96	国民年金保険料還付請求書の処理漏れについて	未処理・処理遅延	神奈川	事務センター	2010年 5月20日	2011年 12月26日	○担当者が国民年金保険料還付請求書の未提出者に送付した文書の発送日を管理台帳へ転記していたところ、国民年金保険料還付請求書の処理漏れが判明しました。	○お客様より提出された国民年金保険料還付請求書を入力処理する際、2件の請求書を入力処理すべきところ、1件のみ入力処理を行ったことによります。 ○国民年金保険料還付請求書と国民年金過誤納保険料還付決定通知書との照合を怠ったことによるものです。	1名	未払い	14,660	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を入力処理を行いました。 ○保険料還付金の支払を確認しました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、国民年金保険料還付請求書を入力処理する際は、国民年金保険料還付請求書と国民年金過誤納保険料還付決定通知書の照合及び確認を徹底するよう周知しました。	内部
97	国民年金保険料追納申込書の処理遅延について	未処理・処理遅延	東京	立川	2012年 6月28日	2012年 7月6日	○担当者より、国民年金保険料追納申込書を受付したが、処理を失念したとの報告があり、確認したところ、国民年金保険料追納申込書の処理遅延が判明しました。	○お客様より、国民年金保険料追納申込書を受付した際、納付期限が間近であるにもかかわらず、受付後の管理が徹底されていなかったため、納付期限までに処理を失念したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、納付期限を経過した追納月分について承認することはできないとの回答があり、改めてお客様にお詫びの上、期限を経過していない追納納付書を送付する旨説明したところ、了承を得ました。 ○追納申込書进行处理し、追納納付書を送付しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、個人あての郵便物の管理等については、互いにチェック体制を組む等、書類が放置されないよう徹底を図りました。	内部
98	国民年金保険料還付請求書の未処理について	未処理・処理遅延	静岡	事務センター	2009年 12月9日	2012年 7月6日	○お客様より、還付請求書の処理状況についてお問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料還付請求書の未処理が判明しました。	○担当者が処理済の書類を入れる箱を確認したところ、既に退職した職員あての封筒があり、平成21年12月に受付した未処理の還付請求書が見つかりました。 ○還付事務の担当者が退職する際、事務の引き継ぎが徹底されていなかったことによります。	1名	未払い	14,360	○国民年金グループ長がお客様にお詫びの上、保険料還付金の支払予定日を説明したところ、了承を得ました。 ○還付請求書を入力処理を行い、支払を確認しました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、事務引継の際には、所定の引継書の作成を行うこと及び毎月月初に前月末の未処理及び遅延している書類の確認を徹底することを周知しました。	外部
99	国民年金付加保険料納付書の作成漏れについて	未処理・処理遅延	東京	練馬	2012年 5月31日	2012年 7月27日	○お客様より、平成24年度分の国民年金付加保険料納付書が未着であるとのお問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○国民年金付加保険料納付申出書の入力を行う際、納付書発行履歴を確認の上、付加保険料納付書を手作業で作成し送付すべきところ、失念したことによります。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上、説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、前納による付加保険料と同額の保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、帳票入力の際は、納付書発行の有無について十分注意するよう周知・徹底を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
100	国民年金 付加保険 料納付申 出書の処 理遅延に ついて	未処 理・ 処理遅 延	神奈川	事務 センター	2012年 5月28日	2012年 6月1日	○お客様より、夫婦2名分の付加保険料納付書が納付期限を経過して送付されたとお問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付申出書の処理遅延が判明しました。	○担当者による未処理分届書の確認が不十分であったため、事務処理が通常のスケジュールより遅れてしまったことによります。	2名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、未処理分の届書について、納付期限間近の納付書を作成しなければならない場合は、お客様に早急の納付が必要な旨を説明した上で、お届けすることを周知・徹底しました。	外部
101	国民年金 保険料追 納申込書 の送付漏 れについ て	未処 理・ 処理遅 延	愛知	名古屋 北	2012年 7月6日	2012年 8月2日	○お客様より、依頼した追納申込書が届かないとお問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料追納申込書の送付漏れが判明しました。	○お客様より、追納申込書の送付依頼を受けた際、速やかに送付すべきところ、送付する旨を記載したメモが他の資料に紛れてしまい、そのまま失念したことによります。	1名	未徴 収	14,940	○国民年金課長がお客様にお詫びの上、説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、納付期限を経過した追納月分について承認することはできないとの回答があり、改めてお客様にお詫びの上、期限を経過していない追納納付書を送付する旨説明したところ、了承を得ました。 ○追納申込書进行处理し、追納納付書を送付しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、お客様から届書等の送付依頼を受けた際には、送付漏れがないよう十分確認を行うことを周知しました。	外部
102	国民年金 被保険者 資格関係 届の入力 誤りによる 国民年金 保険料納 付書の送 付遅延に ついて	入力 誤り	東京	中央	2012年 3月29日	2012年 5月2日	○お客様より、国民年金保険料納付書が届いたが付加保険料の納付期限が経過しているとお問合せがあり、確認したところ、国民年金被保険者資格関係届の入力誤りによる国民年金保険料納付書の送付遅延が判明しました。	○担当者が国民年金被保険者関係届の住所入力を行った際、部屋番号を誤って入力したため、郵便局が調査を行い納付期限経過後にお客様に納付書が送付されたことによります。 ○届書の入力誤り及び処理結果リストの確認不足によるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、平成24年3月分の定額保険料及び付加保険料並びに平成24年度分の1年前納額による定額保険料及び付加保険料について領収可能との回答があり、お詫びの上説明したところ、平成24年度分については1年前納で納付しないとお申出をいただいたため、平成24年3月分の定額保険料及び付加保険料のみ現金領収し、了承を得ました。 ○住所記録の訂正処理及び納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、入力処理及び処理結果リストの確認を慎重に行うよう徹底を行いました。	外部
103	国民年金 保険料追 納納付書 の作成誤 りについ て	通知書 等の作 成誤り	滋賀	彦根	2012年 5月7日	2012年 6月11日	○お客様の母親より、追納保険料を納付したにもかかわらず、国民年金保険料還付請求書が届いたとお問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料追納納付書の作成誤りが判明しました。	○お客様より送付された国民年金保険料追納申込書の入力処理を行う際、一番古い学生納付特例期間の納付書を作成すべきところ、若年者納付猶予期間の納付書を作成したことによります。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	過徴 収	135,180	○国民年金課長がお客様の母親にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を確認しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、追納申込書の審査及び入力の際は被保険者記録照会画面の確認を徹底することを周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
104	国民年金保険料免除に係る勧奨誤りについて	通知書等の作成誤り	神奈川	事務センター	2011年11月26日	2011年12月27日	○年金事務所より、既に国民年金保険料免除申請を行っているお客様に、勧奨状が送付されているとの連絡があり、確認したところ、国民年金保険料免除に係る勧奨誤りが判明しました。	○平成23年度の免除勧奨対象者を選定する際、免除申請済者を引き抜いた上で勧奨すべきところ、引き抜き対象者の抽出処理手順を誤ったことにより、免除申請済者に対して勧奨状を送付したことによります。 ○担当者の引き抜き作業に係る知識不足によるものです。	5,006名	—	0	○担当者がお問合せいただいたお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○不要な申請をさせてしまったお客様に対し、お詫びの文書を送付しました。 ○その後、お客様からお問合せはありませんが、お問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、引き抜き対象者の抽出作業方法を明確化した手順書を作成し、周知・徹底しました。	内部
105	国民年金保険料納付書の誤送付について	誤送付・誤送信	東京	杉並	2011年10月24日	2012年1月25日	○A様より、送付された国民年金保険料納付書の中にB様の納付書が混入しているとお問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料納付書の誤送付が判明しました。	○担当者がA様の納付書を送付する際、同じ窓口装置により作成したB様の納付書が混入していることを見落としたことによります。 ○封入後のダブルチェックを行なっていなかったことが原因です。	2名	—	0	○国民年金課長がA様にお詫びの上説明したところ、了承を得ました。誤って送付したB様の納付書を回収しました。 ○国民年金課長がB様にお詫びの上説明したところ、了承を得ました。 ○B様に既に納付書が届いていることを確認したため、A様より回収した納付書を破棄しました。	○国民年金課長が今回の事象を説明し、納付書の送付依頼を受けた際には、発送前に複数名によるチェックを確実にを行うよう改めて周知・徹底しました。	外部
106	国民年金保険料還付請求書の誤送付について	誤送付・誤送信	静岡	浜松西	2012年2月9日	2012年2月13日	○A様より、B様の国民年金保険料還付請求書が返戻されてきたとお問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料還付請求書の誤送付が判明しました。	○国民年金保険料還付請求書を書類不備により返戻する際、A様宛ての送付書にB様の国民年金保険料還付請求書を添付しA様へ送付し、B様あての送付書にA様の国民年金保険料還付請求書を添付しB様に送付したことによります。 ○担当者が送付書と還付請求書の添付を誤ったこと及びダブルチェックにおいても気付かなかったことによるものです。	2名	—	0	○担当者がA様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付したB様の還付請求書を回収しました。 ○担当者がB様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付した開封前のA様の還付請求書を回収しました。還付請求書の不備を訂正していただき受理しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、添付書類の確認及び送付時のダブルチェックの徹底について周知しました。	外部
107	国民年金保険料納付書の誤送付について	誤送付・誤送信	埼玉	所沢	2010年8月31日	2012年4月23日	○事務センターより、A様の父親から送付された国民年金保険料納付書にB様の納付書が混入しているとお問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、国民年金保険料納付書の誤送付が判明しました。	○担当者が国民年金保険料納付書を作成し送付する際、誤ってA様の納付書にB様の納付書を封入し送付してしまいました。 ○封入後のダブルチェックを怠ったことによります。	2名	—	0	○国民年金課長がA様の父親にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付したB様の納付書を回収しました。 ○担当者がB様にお詫びの文書を送付しました。 ○B様の国民年金保険料学生納付特例申請書が提出され、承認されていることを確認しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、納付書を作成し送付する際には、複数名によるチェックの徹底について周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
108	国民年金 保険料追 納申込承 認通知書 の誤送付 について	誤送 付・誤 送信	北海道	札幌東	2012年 9月26日	2012年 9月28日	○A様より、国民年金保険料追納申込承認通知書が送付されたが、B様の通知書も同封されている旨のお問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料追納申込承認通知書の誤送付が判明しました。	○国民年金保険料追納納付書等を送付する際、A様の納付書と追納申込承認通知書の中に誤ってB様の追納申込承認通知書を封入し、B様には納付書のみ封入し送付したことによります。 ○封緘時のチェックにおいても確認を漏らしてしまったことによるものです。	2名	—	0	○国民年金課長よりA様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付したB様の追納申込承認通知書を回収しました。 ○国民年金課長よりB様にお詫びの上説明したところ、A様より回収した追納申込承認通知書を送付することです了承を得ました。 ○A様より回収した追納申込承認通知書をB様に送付しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、発送物のある決裁を至急分と通常分に分け、発送物は1件1件クリアファイルに入れることを周知・徹底しました。	外部
109	国民年金 保険料追 納納付書 交付時における 説明誤りに ついて	説明誤り	兵庫	東灘	2012年 3月6日	2012年 6月27日	○お客様より、追納保険料を納付したが還付請求書が送付されたとお問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料追納納付書交付時における説明誤りが判明しました。	○お客様に国民年金保険料追納納付書を交付する際、古い期間から納めていただくよう説明すべきところ、封入した追納納付書の上から順番に納めるよう説明を行ったため、平成19年度と平成20年度の納付の順序が逆になったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、決定された過誤納記録の取消しを行い、納付記録を追加する旨の回答があり、改めてお客様にお詫びの上説明したところ、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行い、被保険者記録照会回答票を送付しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、追納申込書を受付した際は、案内時に必ず古い期間から納めていただくよう説明すること及び追納に関する案内チラシを必ず交付することを周知・徹底しました。	外部
110	国民年金 保険料の 還付金額 に係る説明 誤りに ついて	説明誤り	東京	江東	2012年 7月2日	2012年 7月23日	○お客様より、前納した国民年金保険料の還付金額についてお問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料の還付金額に係る説明誤りが判明しました。	○平成24年7月以降に海外転出するお客様より、1年前納している平成24年度分の保険料の還付金額について確認があった際、平成23年8月分から平成24年3月分の保険料が未納になっていたため、還付金額をその期間に充当し差額があればお客様に還付する旨の説明を行うべきところ、確認不足により、平成24年7月から平成25年3月分の国民年金保険料を還付させていただく旨の誤った説明を行ったことによります。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上、説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、未納期間として充当されている平成23年8月から平成24年3月分保険料については還付できないとの回答があり、改めてお客様に説明したところ、了承を得ました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、国民年金保険料の還付の取扱いについて周知・徹底を行いました。	外部
111	国民年金 保険料免 除期間に 係る還付 の説明誤 りについて	説明誤り	福岡	西福岡	2012年 8月27日	2012年 11月5日	○お客様より、免除の承認通知書が送付されたが還付請求書はいつ届くのかとお問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料免除期間に係る還付の説明誤りが判明しました。	○お客様より、免除が承認された場合、納付した保険料が還付されるかとお問合せがあった際、免除の申請日以前に納付された保険料は、還付の対象にならない旨説明すべきところ、収納日の確認不足により、免除が承認されれば還付できると誤った説明をしたことによります。	1名	—	0	○副所長及び担当者がお客様にお詫びの上、説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、説明誤りであっても、免除申請以前の納付分については還付できないとの回答があり、改めてお客様にお詫びの上説明したところ、了承を得ました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、確認不足により誤った説明を行うことがないよう周知・徹底しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
112	国民年金 保険料還 付請求書 の添付書 類に係る 説明誤り について	説明 誤り	大阪	城東	2012年 4月18日	2012年 4月18日	○お客様より、氏名変更手続中の還付 請求書の提出についてお問合せがあ り、確認したところ、国民年金保険料還 付請求書の添付書類に係る説明誤り が判明しました。	○お客様より、養子縁組で氏名が変更 となった場合の還付請求書の添付書類 について確認依頼があった際、氏名変 更前に還付するためには戸籍が必要 であるが、氏名変更後であれば戸籍は 不要である旨説明すべきところ、認識 不足により、戸籍の添付が必要である ということのみ説明したことが原因で す。	1名	—	0	○副所長及び国民年金課長がお客 様にお詫びの上、氏名変更処理の 確認後、還付請求書の処理を行うこ とで了承を得ました。 ○還付請求書の処理を行い、支払 を確認しました。	○国民年金課において、今回の事 象を説明し、お客様が複数の選択肢 から、有利な選択を行えるような説 明を行うことについて周知しました。	外部
113	国民年金 保険料追 納申込み 時の説明 漏れにつ いて	説明 誤り	熊本	熊本西	2011年 8月29日	2012年 8月3日	○お客様より、国民年金保険料を追納 したにもかかわらず年金額が増えてい ないとのお問合せがあり、確認したとこ ろ、国民年金保険料追納申込時の説 明漏れが判明しました。	○国民年金保険料追納申込書を受付 た際、翌月末に65歳に到達し老齢基 礎年金の受給権が発生することを確認 した上で、65歳到達日以降は追納が できないことを説明すべきところ、認識 不足により、説明を漏らしたことにより ます。	1名	過徴 収	172,460	○副所長がお客様にお詫びの上、 保険料が還付となる旨説明し、了承 を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を 行いました。 ○保険料還付金の支払を確認しま した。	○お客様相談室及び国民年金課に おいて、今回の事象を説明し、改め て関係法令等の周知を行い、お客 様に対し説明漏れがないよう徹底を 図りました。	外部
114	国民年金 保険料免 除申請書 の所在不 明につい て	事故 等	滋賀	彦根	2012年 6月15日	2012年 8月28日	○お客様より、窓口に提出した平成23 年度国民年金保険料免除申請書の結 果が届いていないとのお問合せがあ り、確認したところ、国民年金保険料免 除申請書の所在不明が判明しました。	○年金事務所で受付した国民年金保 険料免除申請書を所得確認のため市 区町村役場へ送付した際、1ヵ所の役 場に送付した申請書が所在不明となっ てしまったことによります。	4名	—	0	○担当者が4名のお客様にお詫び の上、再度申請書の提出について お願いしたところ、了承を得ました。 ○国民年金保険料免除申請書を受 理し、入力処理を行いました。後日、 承認通知書を送付しました。	○国民年金課において、所得確認 のために市区町村役場へ免除申請 書を回付する際には、送付書と同じ 内容のメールを送信することを確認 し、免除申請書が手元に届いた段階 でメールを返信していただくよう市区 町村役場に依頼を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
115	年金受給 選択申出 書に係る 処理誤り について	確認・ 決定誤り	新潟	事務 センター	2011年 1月31日	2011年 8月30日	○お客様より、年金の支払いについて お問合せがあり、確認したところ、年金 受給選択申出書に係る処理誤りが判 明しました。	○お客様より老齢年金と遺族年金の年 金受給選択申出書を受理した際、税を 控除し年金支払い額の少ない遺族年 金を選択していたにもかかわらず、年 金額の高い老齢年金を選択するものと して処理を行ったことによります。 ○担当者の確認不足及びその後の決 裁においても確認が不十分であったこ とによります。	1名	過払 い	53,785	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。返納方法申 出書等関係書類一式を受理しまし た。 ○機構本部に取扱いを確認した上、 関係書類一式を機構本部に進達し、 正しい支払いを確認しました。	○事務センターにおいて、事象の説 明を行い、選択に係る取扱いについ て確認を徹底するよう周知しました。	外部
116	老齢厚生 年金裁定 時における 第四種被 保険者期 間の削除 漏れにつ いて	確認・ 決定誤り	広島	呉	1992年 3月11日	2011年 11月29日	○配偶者様より、再裁定申出書の提出 があり、審査の際にお客様の受給者原 簿を確認したところ、老齢厚生年金裁 定時における第四種被保険者期間の 削除漏れが判明しました。	○お客様は第四種被保険者期間を含 む厚生年金加入期間が240月を超え ていたため、老齢厚生年金裁定の際 に、本来、第四種被保険者期間の一部 について削除すべきところ、誤って削除 を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるもので す。	1名	その他	78,664	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。お客様より返 納方法申出書等関係書類を受理しま した。 ○お客様の第四種被保険者記録を 訂正の上、再裁定関係書類を機構 本部に進達しました。 ○訂正処理が完了し、お客様に第 四種に係る厚生年金保険料還付金 が支払いされたことを確認しました。	○お客様相談室において、第四種 被保険者期間を有するお客様より相 談があった場合は、被保険者記録 の確認を慎重に行うよう周知・徹底 しました。	内部
117	配偶者加 給年金の 加算誤り について	確認・ 決定誤り	北海道	北見	1994年 3月10日	2011年 12月13日	○お客様の農林共済組合期間に係る 調査を行った際、確認したところ、加給 年金の加算誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、 本来、加給年金を加算しないと入力す べきところ、誤って加算すると入力した ことによります。	1名	過払 い	1,176,882	○担当者がお客様の代理人である ご家族にお詫びの上説明し、了承を 得ました。 ○返納方法申出書等関係書類一式 を機構本部に進達しました。	○お客様相談室において、事象の 説明を行い、配偶者様を含む年金 記録の確認を徹底するよう周知しま した。	内部
118	配偶者加 給年金の 加算漏れ について	確認・ 決定誤り	奈良	大和 高田	2011年 10月21日	2011年 11月1日	○お客様の老齢年金を受付した際、確 認したところ、加給年金の加算漏れが 判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、 本来、加給年金を加算すると入力すべ きところ、誤って加算しないと入力した ことによります。 ○担当者の確認及び説明漏れにより 手続きがされなかったものです。	1名	未払 い	1,123,191	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし た。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式 を機構本部に進達し、支払いを確認 しました。	○お客様相談室において、事象の 説明を行い、配偶者様を含む年金 記録の確認を徹底するよう周知しま した。	内部
119	子の加給 年金の加 算漏れに ついて	確認・ 決定誤り	北海道	新 さっぽろ	2011年 9月29日	2011年 12月15日	○お客様より、加給年金額についてお 問合せがあり、確認したところ、子の加 給年金額の加算漏れ及び処理遅延が 判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、 本来、子の加給年金の加算に必要な 生計維持確認届を受理しなかったこと によります。 ○委託社会保険労務士の確認不足に よるものです。	1名	未払 い	633,744	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。お客様より関 係書類を受理しました。 ○機構本部に取扱いを確認し、関係 書類一式を進達し、支払いを確認し ました。	○お客様相談室において、事象の 説明を行い、届書受理時の確認を 徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
120	年金受給 選択申出 書の受理 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	和歌山	事務 センター	2011年 6月27日	2011年 9月30日	○機構本部より、年金受給選択申出書について連絡があり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢厚生年金と遺族厚生年金に係る選択について、説明を誤り年金額の低い選択となる年金受給選択申出書を受理したことによります。 ○担当者の確認不足によるものです。	1名	その他	147,770	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。再度、正しい年金受給選択申出書を受理しました。 ○機構本部に取扱いを確認し、関係書類一式を進達し、支払いを確認しました。	○事務センターにおいて、事象の説明を行い、受付書類の確認を徹底するよう周知しました。	内部
121	配偶者加 給年金の 加算漏れ について	確認・ 決定誤 り	静岡	沼津	1990年 12月13日	2011年 7月1日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、生年月日の誤りにより、本来、加給年金を加算すべきところ、加算しなかったことによります。	1名	未払い	2,911,127	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	内部
122	老齢基礎 年金裁定 時における 国民年金 保険料納 付記録の 算入漏れ について	確認・ 決定誤 り	徳島	徳島北	2002年 5月1日	2012年 1月10日	○記録突合センターより、国民年金納付記録と受給者原簿が相違しているとの連絡があり、確認したところ、老齢基礎年金裁定時における国民年金保険料納付記録の算入漏れが判明しました。	○お客様より60歳到達により老齢基礎年金の繰上げ請求があり、直前に納付された国民年金保険料納付記録の登録がされたことを確認の上年金の裁定をすべきところ、納付記録の登録を確認せず裁定したことによります。 ○また、保険料納付記録の登録後に、本来、再裁定の対象者であることの確認を対象者リストにより行うべきところ、これを漏らしたことによります。	1名	未払い	10,633	○お客様あてに今回の事象とお詫びの内容の文書を送付しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理書等関係書類を機構本部に進達しました。 ○訂正処理が完了し、担当者がお客様にお詫びの上、支払時期をお伝えし、了承を得ました。	○年金記録課及びお客様相談室において、事象の説明を行い、事務処理過程におけるリストの確認を慎重に行い、適切な事務処理を行うよう周知・徹底しました。	内部
123	振替加算 の加算漏 れについ て	確認・ 決定誤 り	愛知	中村	1991年 1月頃	2012年 1月18日	○記録突合センターより、振替加算について連絡があり、確認したところ、振替加算の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	2,200,738	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室及び事務センターにおいて、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
124	配偶者加 給年金の 加算漏れ について	確認・ 決定誤 り	岡山	岡山西	1993年 8月14日	2012年 1月19日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	872,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所及び事務センターにおいて、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
125	子の加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	香川	事務センター	2008年4月3日	2012年1月23日	○お客様より、支給額変更通知書についてお問合せがあり、確認したところ、子の加給年金の加算漏れが判明しました。	○老齢年金裁定請求書を審査する際、子の加給年金の登録を漏らしたことにあります。 ○裁定請求書審査時の確認不足及び決裁においても気付かなかったものです。	1名	未払い	37,833	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認し、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、支払いを確認しました。	○年金給付グループにおいて、事象の説明を行い、添付書類及び処理結果リストの確認を徹底するよう周知しました。	外部
126	振替加算の加算誤りについて	確認・決定誤り	青森	弘前	1993年8月5日	2012年1月25日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、振替加算の加算誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したことによります。	1名	過払い	926,028	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録及び添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	内部
127	振替加算の加算誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	2000年4月5日	2012年2月2日	○事務センターより、遺族年金関係書類について連絡があり、確認したところ、振替加算の加算誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したことによります。	1名	過払い	956,002	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納方法申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
128	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	愛媛	今治	1989年9月18日	2012年2月14日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	156,583	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所及び事務センターにおいて、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
129	年金証書の記載誤りについて	確認・決定誤り	本部	障害年金業務部	2010年9月9日	2012年12月13日	○年金事務所より、来訪されたお客様の年金証書の診断書コードについて照会があり、確認したところ、年金証書の記載誤りが判明しました。	○裁定原簿作成の入力項目を年金請求書に転記する際、担当者が誤った診断書コードを記入し、処理したものです。 ○担当者及び決裁者の確認が不十分であったことによります。	1名	—	0	○担当者が訂正処理を行い、お詫びの文書及び正しい診断書コードが記載された年金証書をお客様あてに送付しました。 ○お客様から誤った診断書コードが記載された年金証書が返送されました。 ○お客様からのお問合せはありませんが、今後お問合せがあった場合は、引き続き対応することとします。	○障害年金第2グループにおいて、年金請求書に診断書コードを記入する際に、数字の確認だけでなく、提出されている診断書の様式を再度確認することを徹底するよう周知しました。	内部
130	遺族年金に係る受給権発生年月日の裁定誤りについて	確認・決定誤り	大分	日田	1997年4月24日	2012年2月14日	○機構本部より、再裁定関係書類について返戻があり、確認したところ、遺族年金の受給権発生年月日の誤りが判明しました。	○お客様の遺族年金を裁定する際に、配偶者様の死亡年月日を誤って入力したことによります。 ○戸籍など添付書類の確認が不十分であったことによるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、入力処理時の添付書類等の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
131	老齢年金 裁定時における第 四種被保険者期間 の削除漏れについて	確認・決定誤り	千葉	佐原	1998年 12月8日	2012年 2月22日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことにあります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	5,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続きを説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
132	振替加算 の加算漏れについて	確認・決定誤り	東京	足立	1988年 1月27日	2012年 2月29日	○お客様より遺族厚生年金裁定請求書を受付した際、振替加算の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことにあります。	1名	未払い	4,309,663	○担当者がお客様の代理人であるご家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録及び添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	内部
133	配偶者加給年金の 加算漏れについて	確認・決定誤り	栃木	栃木	1999年 4月15日	2012年 3月8日	○機構本部より、加給年金について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことにあります。	1名	未払い	264,433	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、年金記録及び添付書類等請求書受理時の確認を徹底するよう周知しました。	内部
134	配偶者加給年金の 加算漏れについて	確認・決定誤り	宮崎	高鍋	2004年 1月2日	2012年 2月29日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことにあります。	2名	未払い	1,774,816	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、年金記録及び受付審査時の確認を徹底するよう周知しました。	内部
135	子の加給年金の加算誤りについて	確認・決定誤り	高知	南国	2005年 11月2日	2012年 3月15日	○市役所より、加給年金についてお問合せがあり、確認したところ、子の加給年金の加算誤りが判明しました。	○お客様の遺族年金を裁定する際に、本来、18歳で加給年金が消滅すべきところ、子の生年月日の入力を誤ったことにより、18歳で消滅しなかったことにあります。	1名	過払い	425,800	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納方法申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○年金事務所及び事務センターにおいて、事象の説明を行い、添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
136	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	静岡	三島	2011年 2月14日	2012年 2月21日	○お客様の配偶者の老齢年金を受付した際、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時においても気付かなかったものです。	1名	未払い	1,978,750	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
137	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	福岡	東福岡	2002年 5月2日	2012年 4月3日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	459,686	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続きを説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
138	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	岩手	盛岡	2002年 9月19日	2012年 5月18日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	117,576	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続き手続きを説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
139	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2008年 5月21日	2012年 5月17日	○お客様より、加給年金についてお問合せがあり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	65,534	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○事務センターにおいて、事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	外部
140	配偶者加給年金の加算誤りについて	確認・決定誤り	佐賀	唐津	1988年 10月6日	2012年 4月13日	○お客様より、遺族年金の請求を受付した際、確認したところ、配偶者様の加給年金の加算誤りが判明しました。	○配偶者様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したことによります。	1名	過払い	1,130,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納方法申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
141	振替加算 の加算誤 りについて	確認・ 決定誤り	大分	日田	1995年 9月7日	2012年 4月11日	○事務センターより、遺族年金関係書類について連絡があり、確認したところ、振替加算の加算誤り判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したことによります。	1名	過払い	865,417	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
142	配偶者加給年金の 加算漏れ について	確認・ 決定誤り	大阪	守口	1992年 2月1日	2012年 4月18日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。 ○年金記録の確認が不十分であったことによるものです。	1名	未払い	155,708	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 ○また、事務センターに情報を提供し、再発防止のための周知を行いました。	内部
143	老齢年金 裁定時における第 四種被保険者期間 の削除漏れについて	確認・ 決定誤り	広島	広島南	1971年 4月25日	2012年 4月23日	○お客様より、遺族年金の請求を受け審査を行った際に、確認したところ、配偶者の老齢年金の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の配偶者の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	353,600	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続きを説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
144	配偶者加給年金の 加算漏れ について	確認・ 決定誤り	福岡	久留米	2005年 5月26日	2012年 4月27日	○お客様の元配偶者が年金相談を行った際に、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁においても気付かなかったものです。	1名	未払い	1,785,030	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう研修を行い周知しました。	内部
145	配偶者加給年金の 加算漏れ について	確認・ 決定誤り	北海道	北見	1988年 3月26日	2012年 5月9日	○紙台帳とコンピューター記録との突合作業により、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	2,739,741	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
146	振替加算 の加算誤 りについて	確認・ 決定誤り	神奈川	藤沢	2004年 11月4日	2012年 5月9日	○機構本部より、再裁定関係書類につ いて連絡があり、確認したところ、振替 加算の加算誤り判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、 本来、振替加算を加算しないと入力す べきところ、誤って加算すると入力した ことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式 を機構本部に進達し、訂正処理がさ れていることを確認しました。	○年金事務所及び事務センターに おいて、事象の説明を行い、年金記 録の確認を徹底するよう周知しまし た。	内部
147	振替加算 の加算漏 れについ て	確認・ 決定誤り	香川	善通寺	1993年 11月15日	2012年 5月21日	○お客様より、遺族厚生年金裁定請求 書を受付した際、確認したところ、振替 加算の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、 本来、振替加算を加算する入力すべき ところ、誤って加算しない入力したこと によります。	1名	未払 い	3,991,332	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし た。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式 を機構本部に進達し、支払いを確認 しました。	○お客様相談室において、事象の 説明を行い、配偶者様を含む年金 記録の確認を徹底するよう周知しま した。	内部
148	子の加給 年金の加 算漏れに ついて	確認・ 決定誤り	鹿児島	奄美 大島	2008年 7月24日	2012年 6月11日	○お客様より、機構本部より送付され た生計維持申立書についてお問合せ があり、確認したところ、子の加給年金 の加算漏れが判明しました。	○老齢年金裁定請求書を審査する際、 本来、子の加給年金については、生計 維持申立書への記載により確認を行う べきところ、記載がなかったことより、対 象者の登録がされなかったことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁におい ても気付かなかったものです。	1名	未払 い	18,858	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認し、生計 維持申立書等関係書類一式を進達 し、支払いを確認しました。	○年金事務所及び事務センターに おいて、事象の説明を行い、年金記 録及び添付書類の確認を徹底する よう周知しました。	外部
149	老齢年金 裁定時における第 四種被保 険者期間 の削除漏 れについ て	確認・ 決定誤り	愛知	熱田	1990年 5月10日	2012年 5月14日	○機構本部より、再裁定関係書類につ いて連絡があり、確認したところ、第四 種被保険者期間の削除漏れが判明しま した。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、 第四種被保険者期間を含む厚生年金 期間が上限を超えている場合は、本 来、超過期間について削除すべきところ、 削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるもので す。	1名	その他	1,539,600	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続き を説明し、返納方法申出書等関係 書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の 上、再裁定関係書類を機構本部に 進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請 求書受付時における年金記録の確認 の徹底を周知しました。	内部
150	配偶者加 給年金の 加算漏れ について	確認・ 決定誤り	福岡	東福岡	2002年 6月20日	2012年 5月18日	○お客様より、遺族年金の請求を受付 した際、確認したところ、配偶者様の加 給年金の加算漏れが判明しました。	○配偶者様の老齢年金を裁定する際 に、本来、加給年金を加算すると入力 すべきところ、誤って加算しないと入力 したことによります。	1名	未払 い	139,125	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし た。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式 を機構本部に進達し、支払いを確認 しました。	○お客様相談室において、事象の 説明を行い、年金記録の確認を徹 底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
151	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	岐阜	多治見	1993年 1月21日	2012年 5月1日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	16,366	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
152	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	長崎	諫早	2004年 4月15日	2012年 5月22日	○記録突合センターより、紙台帳とコンピューターの突合作業に伴い記録の確認依頼があり、確認したところ、第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	338,247	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続きを説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
153	振替加算の加算誤りについて	確認・決定誤り	青森	弘前	2003年 10月17日	2012年 5月22日	○事務センターより、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、振替加算の加算誤り判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算の開始日を配偶者様の受給権発生日とすべきところ、誤って、お客様本人の65歳到達日としたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○お客様相談室及び事務センターにおいて、事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
154	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	東京	立川	1992年 7月9日	2012年 5月11日	○お客様より、遺族年金の請求を受付した際に、確認したところ、配偶者様の老齢年金の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○配偶者様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	125,966	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続きを説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
155	配偶者加給年金の加算誤りについて	確認・決定誤り	福島	相馬	1995年 7月13日	2012年 5月11日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算誤りが判明しました。	○配偶者様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したことによります。 ○担当者の年金記録の確認が不十分であったことによるものです。	1名	過払い	1,307,500	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納方法申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
156	老齢年金 裁定時における第 四種被保険者期間 の削除漏れについて	確認・決定誤り	茨城	日立	2005年 6月2日	2012年 5月29日	○お客様より、配偶者様の死亡手続きを受付した際に、確認したところ、配偶者様の老齢年金の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○配偶者様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことにあります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	164,660	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続きを説明しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
157	老齢年金 裁定時における第 四種被保険者期間 の削除漏れについて	確認・決定誤り	東京	武蔵野	1977年 10月6日	2012年 4月24日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことにあります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	167,380	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続きを説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
158	配偶者加給年金の 加算漏れについて	確認・決定誤り	愛知	熱田	1988年 9月頃	2012年 4月13日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことにあります。	1名	未払い	2,023,516	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
159	配偶者加給年金の 加算漏れについて	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2000年 3月30日	2012年 5月23日	○お客様より、未支給年金の請求を受付した際、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことにあります。	1名	未払い	3,130,908	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○事務センター年金給付第2グループにおいて、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
160	老齢年金 裁定時における第 四種被保険者期間 の削除漏れについて	確認・決定誤り	北海道	旭川	1997年 4月3日	2012年 6月29日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことにあります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	68,008	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続きを説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
161	年金受給 選択申出 書の受理 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	東京	練馬	2011年 12月26日	2012年 6月25日	○お客様より、年金の支払い額についてお問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	○年金受給選択申出書を受理する際、本来、老齢年金の定額部分の発生に伴い、再度、選択を行うことから申出書が2部必要であるにもかかわらず、受理を漏らしたことにあります。 ○担当者の確認不足によります。	1名	その他	98,474	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の受理に関し確認を徹底するよう周知しました。	外部
162	子の加給 年金の登 録漏れに ついて	確認・ 決定誤 り	大阪	豊中	2008年 8月28日	2012年 7月2日	○お客様より、機構本部より送付された老齢厚生年金加給年金加算開始事由該当届についてお問合せがあり、確認したところ、子の加給年金の登録漏れが判明しました。	○老齢年金裁定請求書を審査する際、加給年金対象者として配偶者と子の申請がされていましたが、入力時に子の加給年金の登録を漏らしたことにあります。 ○裁定請求書審査時の確認不足及び決裁においても気付かなかったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いの確認を行い、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、入力時のチェックの確認を徹底するよう周知しました。	外部
163	配偶者加 給年金の 加算漏れ について	確認・ 決定誤 り	群馬	桐生	1999年 2月	2012年 7月9日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	420,108	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
164	子の加給 年金の加 算漏れに ついて	確認・ 決定誤 り	滋賀	事務 センター	2012年 3月27日	2012年 7月12日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、子の加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の障害年金を裁定する際に、児童扶養手当との調整の確認を誤り、子の加給年金の登録を漏らしたことにあります。	1名	未払い	75,434	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、児童扶養手当との調整時の確認を徹底するよう周知しました。	内部
165	配偶者加 給年金の 加算漏れ について	確認・ 決定誤 り	大阪	堀江	1988年 8月20日	2012年 7月13日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。 ○年金記録の確認が不十分であったことによるものです。	1名	未払い	31,333	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○事務所で事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
166	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	東京	八王子	1999年 3月4日	2012年 8月3日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。 ○年金記録の確認が不十分であったことによるものです。	1名	未払い	21,992	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、請求書審査時の配偶者を含む加入記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
167	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	東京	中央	1998年 4月2日	2012年 8月3日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	605,033	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
168	老齢厚生年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	熊本	八代	1997年 8月21日	2012年 6月14日	○お客様より、配偶者死亡による遺族厚生年金裁定請求書の提出があり、確認したところ、配偶者様の老齢厚生年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○配偶者様の老齢厚生年金裁定の際に新たに厚生年金加入期間が判明し、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が240月を超えたため、新たに判明した厚生年金加入期間相当の四種被保険者期間について削除すべきところ、誤って削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	536,490	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。お客様より返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○お客様の第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達しました。 ○訂正処理が完了し、お客様に第四種被保険者期間に係る厚生年金保険料還付金が支払いされたことを確認しました。	○お客様相談室において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。 ○また、第四種被保険者期間を有するお客様については、特に記録確認を慎重に行うよう周知・徹底しました。	外部
169	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	東京	八王子	1999年 7月1日	2012年 8月10日	○他の年金事務所より、お客様の年金記録について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。 ○年金記録の確認が不十分であったことによるものです。	1名	未払い	21,608	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 ○また、事務センターに情報提供し、再発防止のための周知を行いました。	内部
170	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	埼玉	川越	1995年 12月20日	2012年 8月13日	○事務センターより、お客様の加給年金について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	494,660	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
171	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	滋賀	草津	1989年 3月9日	2012年 5月24日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	206,375	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○事務センターにおいて、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
172	子の加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	埼玉	越谷	2007年 8月10日	2012年 8月17日	○お客様より、子の加給年金についてお問合せがあり、確認したところ、子の加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の障害年金を裁定する際に、本来、子の加給年金の登録を行うべきところ、登録を漏らしたことによります。 ○市役所及び年金事務所担当者の審査時の確認不足によります。	1名	未払い	1,119,088	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 ○市役所あてに情報提供を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	外部
173	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	愛知	名古屋北	1995年 4月1日	2012年 8月10日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	454,656	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、年金記録及び添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	内部
174	配偶者加給年金の加算誤りについて	確認・決定誤り	沖縄	浦添	2004年 5月1日	2012年 8月23日	○事務センターより、加給年金について連絡があり、確認したところ、配偶者様の加給年金の加算誤りが判明しました。	○配偶者様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したことによります。	1名	過払い	1,880,083	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納方法申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
175	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	東京	八王子	1992年 9月9日	2012年 8月21日	○事務センターより、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。 ○年金記録の確認が不十分であったことによるものです。	1名	未払い	1,961,857	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いの確認を行い、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、請求書審査時の配偶者様を含む加入記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
176	子の加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	長崎	長崎南	1997年 11月6日	2012年 8月31日	○お客様より、子の加給年金についてお問合せがあり、確認したところ、子の加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の障害年金を裁定する際に、本来、子の加給年金については、戸籍等添付書類より対象者の確認を行うべきところ、請求書への記載がなかったため対象者の登録がされなかったことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁においても気付かなかったものです。	1名	未払い	3,415,944	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	外部
177	国民年年金3号被保険者期間の算定誤りについて	確認・決定誤り	千葉	佐原	1996年 4月25日	2012年 8月3日	○お客様の遺族年金裁定請求書を審査した際に、国民年年金第3号被保険者期間の計算誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者様の65歳以降の厚生年金加入期間については、国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、第3号被保険者期間として老齢年金を決定したことによります。	1名	過払い	4,169,128	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。お客様より返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
178	配偶者加給年金の加算誤りについて	確認・決定誤り	北海道	室蘭	1985年 3月19日	2012年 9月3日	○お客様から遺族厚生年金裁定請求書を受付した際、配偶者様の老齢年金に加給年金の加算誤りが判明しました。	○配偶者様の年金裁定時に、加給年金を加算しないと処理すべきところ漏れていたことによります。	1名	過払い	1,138,066	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。お客様より返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○機構本部に返納方法申出書等関係書類を進達しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、加入記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
179	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	大阪	枚方	1998年 5月14日	2012年 8月16日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。 ○年金記録の確認が不十分であったことによるものです。	1名	未払い	237,693	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
180	振替加算の加算漏れについて	確認・決定誤り	高知	高知東	2011年 12月12日	2012年 9月20日	○お客様より受理した老齢厚生年金・加給年金加算開始事由該当届を確認したところ、配偶者様の振替加算の加算漏れが判明しました。	お客様より老齢厚生年金・加給年金加算開始事由該当届を受理した際、配偶者様の振替加算を加算すべき届書の受理を漏らしたことによります。	1名	未払い	61,685	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所及び事務センターにおいて、事象の説明を行い、加給年金の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
181	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	佐賀	武雄	1991年 5月20日	2012年 8月23日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	1,388,622	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、年金記録及び添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	内部
182	振替加算の加算漏れについて	確認・決定誤り	熊本	本渡	1988年 11月24日	2012年 11月5日	○機構本部よりお客様の年金記録について連絡があり、確認したところ、振替加算の加算漏れ判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算を加算すると入力すべきところ、誤って加算しない入力したことによります。	1名	未払い	2,479,934	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
183	取消処理に係る初回払い調整処理の誤りについて	確認・決定誤り	本部	業務 渉外部	2010年 9月15日	2012年 11月9日	○他部より、取消処理における初回支払額が誤っているとの連絡があり、確認したところ、取消処理に係る初回払い調整処理の誤りが判明しました。	○厚生年金期間が新たに判明したことにより(旧法厚生年金)の老齢年金が裁定された際に以前に受給されていた(旧法船員保険)の老齢年金の取消処理に伴う既支払額との初回払い調整を行いました。が、本来、平成15年10月分から計算すべきところ、担当者が時効の期間を誤認し平成16年10月分から計算したために減額されず過払いが発生したものです。 ○担当者の確認が不十分であったことによります。	1名	過払い	2,087,041	○担当者が訂正処理を行い、お客様あてにお詫びの文書を送付しました。 ○お客様より返納方法申出書が提出されたため、担当部へ回付し納入告知書が発行されたことを確認しました。	○債権調査グループにおいて、今回の事象を説明し、調整期間の計算を行う際には、年金給付システムの原簿に表示された時効年月の確認を厳重にチェックするよう周知しました。	内部
184	振替加算の加算漏れについて	確認・決定誤り	香川	高松西	1989年 3月	2012年 11月13日	○お客様より遺族厚生年金裁定請求書を受付した際、確認したところ、振替加算の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	4,383,047	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
185	振替加算の加算漏れについて	確認・決定誤り	北海道	岩見沢	1996年 1月18日	2012年 11月14日	○お客様より遺族厚生年金裁定請求書を受付した際、確認したところ、振替加算の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	2,055,982	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件 名	事故 等の 区分	県 名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事 象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対 応	対 策	判明 契機
186	振替加算 の加算誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	広 島	広 島 西	1990年 9月	2012年 11月14日	○お客様より、遺族厚生年金裁定請求書を受付した際、確認したところ、振替加算の加算誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したことによります。	1名	過払 い	1,015,700	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納方法申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内 部
187	配偶者加 給年金の 加算漏れ について	確 認 ・ 決 定 誤 り	埼 玉	浦 和	1991年 4月1日	2012年 11月22日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。 ○年金記録の確認が不十分であったことによるものです。	1名	未払 い	84,333	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内 部
188	配偶者加 給年金の 加算漏れ について	確 認 ・ 決 定 誤 り	静 岡	掛 川	1997年 6月19日	2012年 11月26日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。 ○年金記録の確認が不十分であったことによるものです。	1名	未払 い	21,609	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○事務センターに情報を提供し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内 部
189	通算老齢 年金に係 る失権年 月日の誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	本 部	支 払 部	1988年 5月頃	2012年 12月14日	○他グループより、期間追加による再裁定した件について照会があり、確認したところ、通算老齢年金に係る失権年月日の誤りが判明しました。	○通算老齢年金の失権年月日は、本来昭和61年4月とすべきところ、担当者が失権年月日を昭和60年3月と誤認し処理したことによります。 ○担当者の制度に対する理解不足によるものです。	1名	未払 い	11,468	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、再裁定を行うことで了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、支払いが終了したことを確認しました。	○再裁定第4グループにおいて、今回の事象を説明し、新規裁定及び再裁定処理時には審査誤り、記入誤り、入力誤りを生じさせないよう注意喚起しました。	内 部
190	配偶者加 給年金の 加算漏れ について	確 認 ・ 決 定 誤 り	北 海 道	岩 見 沢	2010年 4月12日	2013年 1月10日	○お客様の年金相談を行った際、老齢年金に加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。 ○年金記録の確認が不十分であったことによるものです。	1名	未払 い	2,339,166	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室で事象の説明を行い、加入記録及び添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	内 部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
191	債権差押に係る取立額の誤りについて	確認・決定誤り	本部	業務渉外部	2013年 1月22日	2013年 2月6日	○区役所より、差押金額を変更したにもかかわらず配当額が変更されていないことについて照会があり、確認したところ、債権差押に係る取立額の誤りが判明しました。	○区役所から追加の二重差押通知書と差押金額の変更通知書が届いた際に、担当者が変更通知書を見落としたものです。	1区役所1名	その他	106,000	○お客様あてにお詫びの文書を送付しました。 ○担当者が区役所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、区役所あてに納入告知書を送付し、また受給者に未払いの年金が支払われたことを確認しました。	○渉外グループにおいて、今回の事象を説明し、領収書の送付があった際は複数名によるチェックを徹底するよう周知しました。	外部
192	老齢年金の繰下げ請求に係る関係書類の受理誤りについて	確認・決定誤り	沖縄	コザ	2011年 4月14日	2011年 7月7日	○機構本部より、繰下げ処理について連絡があり、確認したところ、お客様から遺族厚生年金裁定請求書を受付た際、老齢年金に係る繰下げ説明を誤り関係書類を受理したことが判明しました。	○お客様の年金相談を行った際、老齢年金の繰下げに係る説明を誤ったことで、65歳からの支給ではなく遺族年金発生後の繰下げ請求を受理したことによります。 ○担当者の認識不足によるものです。	1名	未払い	1,098,174	○担当者がお客様にお詫びの上、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、繰下げに係る注意事項についての確認を徹底するよう周知しました。	内部
193	年金受給者選択申出書の決定誤りについて	確認・決定誤り	愛知	大曽根	2011年 8月30日	2011年 12月13日	○お客様より、年金の支払い額についてお問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	○街角の年金相談センターでお客様の老齢年金と障害年金に係る年金受給選択申出書を受理した際、本来、税を考慮した選択を行うべきところ、確認を怠り不利な年金受給選択申出書を受理したことによります。 ○担当者の確認不足によるものです。	1名	その他	240,075	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○街角の年金相談センターにおいて、年金受給選択申出書の受理に関し確認を徹底するよう周知しました。	外部
194	子の加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	福岡	八幡	2008年 11月5日	2011年 12月15日	○お客様の年金相談を行った際、確認したところ、子の加給年金の加算漏れが判明しました。	○老齢年金裁定請求書を審査する際、子の加給年金の登録を漏らしたことによります。 ○裁定請求書審査時の確認不足及び決裁においても気付かなかったものです。	1名	未払い	702,086	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	内部
195	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	愛知	中村	1990年 4月1日	2012年 1月24日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	196,400	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所及び事務センターにおいて、事象の説明を行い、受付審査時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
196	配偶者加給年金及び振替加算の加算漏れについて	確認・決定誤り	神奈川	横浜中	2005年 2月21日	2012年 1月19日	○他の年金事務所より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金及び振替加算の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金及び振替加算を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時においても気付かなかったものです。	2名	未払い	1,515,407	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
197	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	石川	金沢南	1998年 10月15日	2012年 2月21日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	86,433	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録及び添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	内部
198	年金受給選択申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	所沢	2011年 12月19日	2012年 3月8日	○お客様より、年金の支払いについてお問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	○年金受給選択申出書を受理する際に、本来、老齢厚生年金について厚生年金基金分を考慮して選択すべきところ、確認を漏らし、誤って障害年金を選択したことによります。	1名	その他	1,346,598	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いの返納について、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の確認の徹底を周知しました。	外部
199	子の加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	山口	事務センター	2011年 8月30日	2012年 2月16日	○市役所より、加給年金についてお問合せがあり、確認したところ、子の加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の障害年金を裁定する際に、離婚していることから単身者として書類を受理し、子の加給年金の登録を漏らしたことによります。 ○市役所の審査時の確認不足によります。	1名	未払い	302,600	○市役所の担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○市役所及び事務センターにおいて、事象の説明を行い、加給年金の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	外部
200	年金受給選択申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	奈良	桜井	2012年 4月11日	2012年 6月12日	○お客様より、年金の支払い額についてお問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	○年金受給選択申出書を受理する際に、本来、老齢年金について厚生年金基金分を考慮して説明し、書類を受理すべきところ、確認を漏らし、誤って障害年金を選択したことによります。	1名	その他	94,907	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、研修を行い年金受給選択申出書の受理に関し確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
201	老齢年金 裁定時における第 四種被保険者期間 の削除漏れについて	確認・決定誤り	北海道	釧路	1982年 10月1日	2012年 7月6日	○事務センターより、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことにあります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	2,250,584	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続きを説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
202	老齢年金 裁定時における第 四種被保険者期間 の削除漏れについて	確認・決定誤り	愛知	鶴舞	1997年 5月29日	2012年 7月10日	○事務センターより、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことにあります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	1,246,559	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続きを説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
203	振替加算 の加算誤りについて	確認・決定誤り	高知	幡多	1990年 5月17日	2012年 7月18日	○お客様から遺族厚生年金裁定請求書を受付した際、確認したところ、振替加算の加算誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したことにあります。	1名	過払い	3,520,901	○担当者がお客様の代理人であるご家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納方法申出書を受理し、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
204	配偶者加 給年金の 加算漏れ について	確認・決定誤り	東京	港	1998年 2月26日	2012年 8月16日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことにあります。 ○年金記録の確認が不十分であったことによるものです。	1名	未払い	328,723	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、請求書審査時の配偶者様を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
205	年金受給 選択申出 書の処理 誤りについて	確認・決定誤り	千葉	事務 センター	2012年 6月21日	2012年 10月2日	○年金事務所より、進達したお客様の選択について連絡があり、確認したところ、年金受給選択申出書の処理誤りが判明しました。	○老齢年金と遺族年金に係る年金受給選択申出書を受理する際に、厚生年金基金分を考慮して受理したにもかかわらず、担当者が不利な選択による登録を行ったことにあります。 ○担当者の確認不足によります。	1名	その他	277,982	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し、過払いの返納について、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の確認の徹底を周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
206	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	愛媛	松山西	1995年 11月22日	2012年 11月22日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	42,917	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、年金記録及び添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	内部
207	年金受給選択申出書の処理誤りについて	確認・決定誤り	本部	業務渉外部	2013年 2月15日	2013年 2月21日	○他部より、年金受給選択申出書の処理について照会があり、確認したところ、年金受給選択申出書の処理誤りが判明しました。	○年金受給選択申出書を処理する際に補正入力を行った場合は、二重払いを防止するため調整額を入力する必要がありますが、担当者が調整額の算出を誤り処理したことにより過払いが生じたものです。	1名	過払い	120,166	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いの年金を返納していただくことで了承を得ました。 ○お客様より、返納方法申出書が提出され納付書を送付しました。	○渉外グループにおいて、年金受給選択申出書を処理する際には複数名によるチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	内部
208	年金受給選択申出書の進達漏れについて	未処理・処理遅延	大阪	吹田	2007年 9月21日	2012年 6月20日	○お客様より、年金額についてお問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の進達漏れが判明しました。	○お客様の遺族年金を裁定する際に、受理した年金受給選択申出書について、機構本部への進達を漏らしたことによります。 ○担当者の確認不足によるものです。	1名	未払い	3,169,900	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、進達事務の確認を徹底するよう周知しました。	外部
209	年金支払いの保留解除漏れについて	未処理・処理遅延	富山	事務センター	2010年 12月9日	2012年 8月29日	○機構本部より、年金の支払い状況について連絡があり、確認したところ、年金の支払い保留解除漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定時に行った支払い保留について、解除処理を漏らしたことによります。	1名	未払い	132,025	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し、処理が完了していることを確認しました。	○事務センター及び機構本部において、事象の説明を行い、支払保留の取扱いと進捗管理の確認を徹底するよう周知しました。	内部
210	年金支払いの保留解除漏れについて	未処理・処理遅延	三重	事務センター	2010年 11月25日	2012年 9月4日	○お客様の代理人より、年金の支払い状況についてお問合せがあり、確認したところ、年金の支払い保留解除漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定時に行った支払い保留について、解除処理のための未選択保留解除依頼書が機構本部に進達されていなかったことによります。	1名	未払い	103,830	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し、支払いを確認しました。	○事務センターにおいて、事象の説明を行い、必要な届書や進捗管理の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
211	年金支払いの保留解除漏れについて	未処理・処理遅延	鹿児島	鹿児島北	2009年 11月12日	2012年 9月5日	○機構本部より、年金の支払い状況について連絡があり、確認したところ、年金の支払い保留解除漏れが判明しました。	○老齢年金の裁定時に行った支払い保留について、解除処理を漏らしたことによります。	1名	未払い	2,633,392	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、支払保留の取扱いと進捗管理の確認を徹底するよう周知しました。	内部
212	年金受給選択申出書の進達漏れについて	未処理・処理遅延	長野	事務センター	2009年 11月14日	2012年 9月14日	○お客様より、未支給請求書の受付をした際に、確認したところ、年金受給選択申出書の進達漏れが判明しました。	○お亡くなりになったご家族が遺族年金を裁定する際に、受理した年金受給選択申出書の進達を漏らしたことによります。 ○担当者の確認不足によるものです。	1名	未払い	2,578,448	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○事務センターにおいて、事象の説明を行い、選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
213	年金支払いの保留解除漏れについて	未処理・処理遅延	高知	事務センター	2011年 1月28日	2012年 8月28日	○機構本部より、年金の支払い状況について連絡があり、確認したところ、年金の支払い保留解除漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定時に行った支払い保留について、解除処理を漏らしたことによります。 ○機構本部担当者の処理漏れによるものです。	1名	未払い	1,486,528	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し、支払いを確認しました。	○事務センターにおいて、事象の説明を行い、進捗管理の確認を徹底するよう周知しました。	内部
214	年金支払いの保留解除漏れについて	未処理・処理遅延	香川	事務センター	2009年 2月12日	2012年 8月27日	○機構本部より、年金の支払い状況について連絡があり、確認したところ、年金の支払い保留解除漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定時に行った支払い保留について、解除処理を漏らしたことによります。 ○旧社会保険業務センター担当者の処理漏れによるものです。	1名	未払い	114,023	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し、支払いを確認しました。	○機構本部において、事象の説明を行い、支払保留の取扱いと進捗管理の確認を徹底するよう周知しました。	内部
215	年金受給選択申出書の進達漏れについて	未処理・処理遅延	島根	事務センター	2009年 10月1日	2012年 9月11日	○機構本部より、年金の支払い状況について連絡があり、確認したところ、年金受給選択申出書の進達漏れが判明しました。	○お客様の遺族年金を裁定する際に、受理した年金受給選択申出書の進達を漏らしたことによります。 ○担当者の確認不足によるものです。	1名	未払い	238,854	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し、支払いを確認しました。	○事務センターにおいて、事象の説明を行い、進達事務の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
216	障害年金の裁定誤り及び訂正処理漏れについて	未処理・処理遅延	茨城	事務センター	2009年9月10日	2012年10月12日	○機構本部より、年金の支払い状況について連絡があり、確認したところ、裁定請求書の訂正漏れが判明しました。	○障害基礎年金を受給されている方に、新たな障害基礎年金が発生し裁定した際に、本来、併合認定をした障害基礎年金を裁定するところ、誤って新たな傷病だけで裁定し、機構本部からの訂正指示があったにもかかわらず、訂正処理を漏らしたことにあります。	1名	未払い	675,003	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し、支払いを確認しました。	○事務センターにおいて、事象の説明を行い、障害年金に関する取扱いの確認及び進捗管理の徹底を周知しました。	内部
217	年金支払いの保留解除漏れについて	未処理・処理遅延	岡山	事務センター	2009年10月1日	2012年10月23日	○機構本部より、年金の支払い状況について連絡があり、確認したところ、年金の支払い保留解除漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定時に行った支払い保留について、解除処理を漏らしたことにあります。	1名	未払い	210,853	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し、支払いを確認しました。	○事務センターにおいて、事象の説明を行い、支払保留の取扱いと進捗管理の確認を徹底するよう周知しました。	内部
218	年金受給選択申出書の進達漏れについて	未処理・処理遅延	静岡	島田	2007年11月1日	2012年6月6日	○事務センターより、年金の支払い状況について連絡があり、確認したところ、年金受給選択申出書の進達漏れが判明しました。	○お客様の遺族年金を裁定する際に、受理した年金受給選択申出書について、機構本部への進達を漏らしたことにあります。 ○担当者の確認不足によるものです。	1名	未払い	1,398,136	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、進達事務及び進捗管理の確認を徹底するよう周知しました。	内部
219	年金支払いの保留解除漏れについて	未処理・処理遅延	鳥取	事務センター	2009年6月	2012年8月28日	○機構本部より、年金の支払い状況について連絡があり、確認したところ、年金の支払い保留解除漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定時に行った支払い保留について、解除処理を漏らしたことにあります。 ○旧社会保険業務センター担当者の処理漏れによるものです。	1名	未払い	8,775	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し、支払いを確認しました。	○事務センターにおいて、事象の説明を行い、進捗管理の確認を徹底するよう周知しました。	内部
220	差押解除通知書及び差押金額変更通知書の未処理について	未処理・処理遅延	本部	業務渉外部	2013年1月22日	2013年2月5日	○市役所より、差押解除通知書を送付した件について照会があり、確認したところ、差押解除通知書及び差押金額変更通知書の未処理が判明しました。	○市役所から領収書とともに差押解除通知書が送付された際に、担当者が領収書の関連資料と思い込み保管したまま未処理となったものです。	1市役所5名	その他	284,800	○お客様あてにお詫びの文書を送付しました。 ○担当者が市役所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、市役所あてに納入告知書を送付し、また受給者に未払いの年金が支払われたことを確認しました。	○渉外グループにおいて、今回の事象を説明し、領収書の送付があった際は複数名によるチェックを徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
221	子の加給 年金の加 算漏れに ついて	入力誤り	大阪	豊中	2007年 6月14日	2012年 9月20日	○お客様より、子の加給年金について お問合せがあり、確認したところ、子の 加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、 本来、子の加給年金の登録を行うべき ところ、登録を漏らしたことにあります。	1名	未払 い	1,176,039	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認し、訂正 処理依頼書等関係書類一式を進達し、支払いを確認しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、入力チェックの確認を徹底するよう周知しました。	外部
222	傷病コード の入力誤りについて	入力誤り	本部	支払部	2010年 11月5日	2013年 2月12日	○他部より、お客様の傷病コードについて照会があり、確認したところ、傷病コードの入力誤りが判明しました。	○担当者が障害等級の変更処理を行う際に、傷病コードの数字を誤り入力したものです。 ○担当者の確認が不十分であったことにあります。	1名	—	0	○担当者が訂正処理を行い、お詫びの文書をお客様あてに送付しました。 ○お客様からのお問合せはありませんが、今後お問合せがあった場合は、引き続き対応することとしました。	○支払第3グループにおいて、今回の事象を説明し、入力後の複数名によるチェックを徹底するよう周知しました。	内部
223	送金通知書に係る郵便局名の入力誤りについて	入力誤り	本部	支払部	2013年 2月7日	2013年 4月9日	○年金事務所より、お客様から未支給年金の請求を行ったが送金通知書の受取郵便局が相違しているとお問合せがあった旨の連絡があり、確認したところ、送金通知書に係る郵便局名の入力誤りが判明しました。	○委託業者が未支給年金に係る郵便局の郵便番号を入力する際に、お客様はA県の郵便局において受取りを希望されていましたが同一名称であったB県の郵便局で入力し送金通知書を作成したものです。 ○入力後のチェックにおいても郵便局名が複数存在していることに気付かなかったことにあります。	1名	未払 い	5,300	○年金事務所の担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい送金通知書を送付することで、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、送金通知書を送付しました。 ○お客様から記載の誤った送金通知書が送付されました。	○委託業者に対し、送金通知書の郵便局名を入力する際は、郵便局名の確認を徹底するよう要請したところ、担当者に事象を説明しダブルチェックを徹底するよう指導した旨の報告がありました。	外部
224	年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせの作成誤りについて	通知書等の作成誤り	四国	ブロック本部	2011年 8月8日	2011年 11月22日	○お客様より、記録突合センターから送られた年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせについてお問合せがあり、確認したところ、通知書の作成誤りが判明しました。	○厚生年金記録の判明に伴う年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせについての通知書を作成する際、障害年金の額の計算を誤り通知書を作成したことにあります。 ○担当者の確認不足及び決裁においても誤りに気付かなかったことにあります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当グループにおいて、事象の説明を行い、通知書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	外部
225	年金額改定通知書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	愛媛	松山西	2011年 11月17日	2011年 12月8日	○お客様より、再交付した年金額改定通知書の改定年月についてお問合せがあり、確認したところ、年金額改定通知書の作成誤りが判明しました。	○年金額改定通知書の再作成を行う際、本来、平成23年4月分の用紙を使用するところ、誤って平成18年4月分を使用したことにあります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にもチェックが漏れていたことにあります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金額改定通知書を送付させていただくことで、了承を得ました。また、誤って再交付した年金額改定通知書について返送いただきました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、年金額改定通知書の作成時の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
226	「年金加入記録の確認のお願い」の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	本部	記録問題対策部	2013年 3月25日	2013年 4月5日	○お客様より、記載内容が同一の「年金加入記録の確認のお願い」が2通届いたとの連絡があり、確認したところ、「年金加入記録の確認のお願い」の作成誤りが判明しました。	○お客様のものと思われる年金記録を確認する際に、送付先の基礎年金番号が同一であった死亡された配偶者様のものと思われる年金記録を合わせた年金記録を作成し、同じものを2通送付したものです。 ○担当者の確認が不十分であったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい「年金加入記録の確認のお願い」を送付することで了承を得ました。 ○正しい「年金加入記録の確認のお願い」を作成し、お客様あてに送付しました。	○記録問題対策グループにおいて、今回の事象を説明し、「年金加入記録の確認のお願い」を送付する際には、送付先の確認を徹底するよう周知しました。	外部
227	障害年金の処分方法の決定誤りについて	通知書等の作成誤り	大分	事務センター	2011年 8月12日	2011年 10月27日	○ブロック本部より、お客様の代理人から障害年金の却下決定通知についてお問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、処分通知に誤りがあることが判明しました。	○お客様からの障害基礎年金の請求があり、障害等級が3級非該当であったことから不支給とすべきところ、誤って却下処分を行ったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様あてに正しい処分通知を送付しました。	○事務センターにおいて、事象の説明を行い、処分通知の作成について確認を徹底するよう周知しました。	外部
228	年金受給選択申出書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	福岡	小倉北	2013年 1月23日	2013年 1月24日	○お客様が年金事務所において、年金受給選択申出書の確認したところ、年金受給選択申出書の作成誤りが判明しました。	○老齢年金と遺族年金の年金受給選択申出書を担当者が作成した際、代筆証明書を作成しお客様に署名をいただくことを怠ったことによります。 ○担当者の確認不足によるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○正しい書類一式を受理しました。	○お客様相談室で事象を説明し、年金受給選択申出書など受理方法を徹底するよう周知しました。	外部
229	年金額仮計算書の誤送付について	誤送付・誤送信	千葉	船橋	2011年 11月7日	2011年 11月25日	○お客様より、年金額仮計算書についてお問合せがあり、確認したところ、年金額仮計算書の誤送付が判明しました。	○年金額仮計算書を送付する際、本来、複数名により確認することとされていますが、これを怠り、A様とB様あての年金額仮計算書を取り違えて送付したことによります。	2名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○それぞれのお客様より誤った文書を回収し、正しい文書を交付しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、送付前の複数名による封入物の確認を徹底するよう周知しました。	外部
230	ファクシミリの誤送信について	誤送付・誤送信	奈良	大和高田	2011年 12月22日	2011年 12月22日	○事務所内において、ファクシミリの送信履歴について、再確認したところ、あて先の番号誤りによる誤送信が判明しました。	○市役所から国民年金被保険者数などの資料について、緊急に送付依頼がありファクシミリにより送信した際、番号を誤り個人宅に送信してしまいました。 ○担当者の確認不足により番号の聞き取りを誤ったことによります。	1名	—	0	○担当者が、誤送信したお客様にお詫びの上事象を説明し、了承を得ました。また、誤送信データについては紙に出力していないことから、削除いただきました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、ファクシミリの送信については、厳重に行うようマニュアルの確認と徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
231	配偶者加給年金の説明誤りについて	説明誤り	大阪	堺東	2011年 10月6日	2012年 5月1日	○お客様より、加給年金についてお問合せがあり、確認したところ、加給年金の説明誤りが判明しました。	○お客様の年金相談を行った際、既に中高齢特例に該当することから、加給年金は加算されないと説明すべきところ、厚生年金への加入が20年未満であれば、加算されると誤った説明をしたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、チェックシートによる年金記録及び要件の確認を徹底するよう周知しました。	外部
232	配偶者加給年金の説明誤りについて	説明誤り	京都	中京	2012年 7月10日	2012年 9月13日	○お客様より、加給年金についてお問合せがあり、確認したところ、加給年金の説明誤りが判明しました。	○加給年金加算開始事由該当届の提出時に、本来、定額開始時点は在職老齢年金に係る調整により年金額が全額停止していたため、加給年金は支給されないと説明すべきところ、厚生年金基金を受給しているとお話があったため、定額開始時に遡って加給年金が支給されると誤って説明をしたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	外部
233	配偶者加給年金の説明誤りについて	説明誤り	青森	青森	2011年 7月5日	2011年 10月12日	○機構本部より、進達した加給年金額加算開始事由該当届について連絡があり、確認したところ、加給年金の説明誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、加給年金額が加算されないにもかかわらず、加算されると説明し加給年金額加算開始事由該当届を受理したものです。 ○担当者の知識不足によるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明しました。後日、お詫びの文書を送付し、了承を得ました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、相談時の注意事項について周知しました。	内部
234	子の加給年金の説明誤りについて	説明誤り	東京	墨田	2009年 12月28日	2012年 7月19日	○お客様より、加給年金についてお問合せがあり、確認したところ、子の加給年金の説明誤りが判明しました。	○お客様の年金相談を行った際に、子の加給年金について、定額発生後の養子縁組であるため加給対象者とされないと説明すべきところ、対象者とされると誤った説明を行ったことによります。 ○担当者の認識不足によるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、要件の確認を徹底するよう周知しました。	外部
235	配偶者加給年金及び振替加算の説明誤りについて	説明誤り	広島	福山	2008年 10月17日	2012年 12月13日	○お客様より、加給年金についてお問合せがあり、確認したところ、加給年金及び振替加算の説明誤りが判明しました。	○お客様の年金相談を行った際、加給年金及び振替加算に必要な厚生年金への加給期間について、本来、20年と説明すべきところ、21年と誤った説明をしたことによります。	2名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、年金記録及び制度の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
236	繰下げ請求日の説明誤りについて	説明誤り	本部	年金相談部	2013年 3月28日	2013年 4月15日	○年金事務所より、70歳で繰下げ請求を行う際、お客様に説明した内容について照会があり、確認したところ、繰下げ請求日の説明誤りが判明しました。	○委託業者が3月28日にお客様より繰下げをされていて平成25年3月に満70歳になった際の請求方法について相談された際に、本来、今月中に請求する必要があると説明すべきところ、請求時期を明示しなかったことによりお客様の請求が遅れ支給開始年月日が遅延したものです。 ○担当者の説明不足によります。	1名	—	0	○委託業者がお客様にお詫びの上説明しましたご納得いただけず3月請求ということにしてほしいとの要望がありましたが、請求日は遡及することができない旨をお伝えしました。 ○年金事務所より繰下げ請求書を受理した旨の連絡がありました。 ○委託業者が再度お詫びの上説明し、了承を得ました。	○委託業者に対し、お客様に説明する際には請求時期を正確に説明することを徹底するよう要請したところ、担当者に事象を説明し正確な説明を行うよう指導した旨の報告がありました。	内部
237	配偶者加給年金の加算漏れについて	受理後の書類管理誤り	愛知	事務センター	2012年 1月6日	2012年 4月12日	○お客様の代理人より、支給額変更通知書について、お問合せがあり、確認したところ、確認したところ、加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、老齢厚生年金加給年金加算開始事由該当届の本部への進達を漏らしたことより、加給年金の加算がされなかったものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時においても気付かなかったものです。	1名	未払い	65,750	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し、支払いを確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	外部
238	別人記録の統合誤りについて	記録訂正誤り	埼玉	大宮	2008年 5月27日	2011年 2月18日	○お客様より、年金記録に係る確認申立書の提出があり、確認したところ、別人記録が統合されていることが判明しました。	○受給者便調査を行った際、別人の記録を統合してしまったことによります。 ○担当者の確認不足によるものです。	2名	過払い	2,897,800	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。過払いについては、今後支払される年金で調整することとしました。 ○なお、別途厚生年金記録が判明したことから、再裁定に係る関係書類一式を受理し、機構本部に進達を行い処理が完了したことを確認しました。	○年金事務所において、事象の説明を行い、記録確認の徹底を改めて注意喚起しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
239 ～ 242	不審電話 について	事故等	千葉 大阪 兵庫 愛媛	松戸 堺東 兵庫 松山東	2013年 4月	2013年 4月	○お客様より、「不審な電話があったので、確認したい」とのお問合せがありました。	○次のような内容の電話連絡がありました。 1) 社会保険事務所や社会保険事務局を名乗る者から、医療費の還付があるので、フリーダイヤルに電話してほしいとの電話があったとのことでした。(3年金事務所) 2) 市役所を名乗る者から、医療費の還付があるので、手続きを社会保険事務所でするようにとの電話があったとのことでした。(1年金事務所)	4名	—	0	○現在、社会保険事務所や社会保険事務局は存在しないことをお伝えしました。 ○また、医療費の還付の取扱いは年金事務所で行っていないこと及び折り返しの電話をしないようお伝えしました。	○日本年金機構内部にお客様に注意を促すように指示しています。 ○日本年金機構ホームページに、不審電話及び不審な訪問に関する注意を促す内容を掲載しています。	事件等